

# 第5次吉岡町総合計画 後期基本計画

[平成28年度～平成32年度]

キラリ  よしおか

— 人と自然輝く 丘の手タウン 吉岡町 —

平成28年3月

吉岡町

2020年の吉岡町の将来像

「キラリ よしおか一人と自然輝く 丘の手タウン 吉岡町一」

「キラリ」という輝きを表現する言葉を用い、町民の輝く笑顔と町の輝く将来の発展への願いを込めています。また「キラリ」と「よしおか」の間に「（道の駅でも使われている風車マーク）」を入れ、町のシンボルである風車をアピールします。

なお、このタイトルは「住みよい町」＋「魅力的な町」を個性的に表現したもので、住民が輝く町として誇りをもって住むための合言葉です。

手には方向という意味があり、「吉岡をよい丘（よし丘）」とかけています。そのため、丘の手タウンと表現しました。

# 目次

<b>I 後期基本計画の方針等</b> .....	1
第1章 計画の基本的な方針 .....	3
第2章 計画の位置づけ .....	4
2-1 「基本構想」「基本計画」「実施計画」 .....	4
2-2 「吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係 .....	5
第3章 計画期間 .....	7
<b>II 後期基本計画策定の背景</b> .....	9
第1章 人口等の状況と住民のまちづくりへの意向 .....	11
1-1 人口 .....	11
(1) 総人口・世帯 .....	11
(2) 将来人口 .....	12
1-2 住民のまちづくりへの意向 .....	13
第2章 前期基本計画の評価 .....	15
2-1 基本目標・施策別の評価 .....	15
(1) 基本目標別の評価 .....	16
(2) 施策別の評価 .....	16
<b>III 後期基本計画</b> .....	21
第1章 健康・福祉：支え合う健康と福祉のまち .....	23
1-1 保健 .....	23
(1) 町民の健康づくりの支援 .....	23
(2) 保健活動の充実推進 .....	23
(3) メタボリックシンドロームの予防・改善 .....	24
1-2 地域医療 .....	26
(1) 医療体制の充実 .....	26
(2) 救急医療体制の充実 .....	26
1-3 地域福祉 .....	27
(1) 地域福祉の推進 .....	27
(2) 地域福祉活動の推進 .....	27
(3) 地域のユニバーサルデザイン化 .....	28

1-4	次世代育成	30
(1)	若者の自立と交流の支援	30
(2)	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	30
(3)	子育て家庭への支援の充実	31
(4)	ひとり親家庭への支援	32
(5)	子ども・子育てを支える地域づくり	32
(6)	子ども・子育てに配慮したまちづくり	32
1-5	高齢者福祉	34
(1)	高齢者の生きがいづくり	34
(2)	健康づくりと介護予防の推進	34
(3)	介護サービスの充実	35
1-6	障がい者福祉	37
(1)	自己実現への挑戦支援	37
(2)	地域での生活の確立	37
(3)	あらゆるバリアの解消	37
1-7	勤労者・低所得者福祉	39
(1)	勤労者福祉の充実	39
(2)	低所得者福祉の充実	39
1-8	社会保険	41
(1)	生活習慣病の予防・改善と介護予防	41
(2)	国民健康保険、介護保険の充実と国民年金の保持	41
第2章	教育・文化：心豊かな教育と文化のまち	43
2-1	幼児教育	43
(1)	家庭・地域の幼児教育の充実	43
(2)	保育所・幼稚園教育の充実	43
2-2	学校教育	45
(1)	学校教育環境の整備	45
(2)	確かな学力の定着を図る学校教育の推進	45
(3)	豊かな心と健やかな身体を培う教育の推進	46
2-3	青少年活動	48
(1)	青少年の自立支援	48
(2)	青少年健全育成の推進	48
2-4	生涯学習・社会教育	50
(1)	地域社会の変化に対応する生涯学習・社会教育の推進	50
(2)	生涯学習推進体制の整備	50
(3)	人権教育の推進	51
2-5	文化・スポーツ	53
(1)	伝統文化の保護と活用	53

(2) 芸術・文化の振興	53
(3) 生涯スポーツの振興	53
第3章 産業・雇用：活力ある産業と雇用のまち	55
3-1 農林業	55
(1) 農業生産の振興	55
(2) 農地の保全・活用	56
(3) 森林の保全・活用	56
3-2 工業	58
(1) 経営革新・起業の支援	58
(2) 企業誘致の推進	58
3-3 商業	60
(1) 地域商業の振興	60
(2) 商業地の計画的誘導	60
3-4 観光	62
(1) 食観光の推進	62
(2) 「渋川～伊香保～吉岡観光トライアングル」の形成	62
(3) 歴史・環境観光の推進	63
3-5 雇用	64
(1) 雇用の創出	64
(2) 就職・再就職の支援	64
第4章 自然・環境：魅力的な自然と環境のまち	66
4-1 自然環境	66
(1) 自然保護活動の促進	66
(2) 緑の保全	66
(3) 水環境の保全	66
4-2 景観	68
(1) 自然・歴史的景観の保全と回復	68
(2) 美しい都市景観の創造	68
(3) 環境美化活動の推進	68
4-3 環境衛生	70
(1) 適正なごみ処理の推進	70
(2) し尿・浄化槽汚泥の処理	70
4-4 環境保全	72
(1) 地球温暖化の防止	72
(2) 公害の未然防止	72
4-5 上水道	74
(1) 水道施設の整備	74

(2) 健全な事業運営	74
4-6 下水道・河川	75
(1) 公共下水道・農業集落排水施設の整備・活用	75
(2) 合併処理浄化槽の設置と維持管理	75
第5章 安全・便利：住みよい安全で便利なまち	76
5-1 消防・救急	76
(1) 火災予防の推進	76
(2) 地域消防力の強化	76
(3) 救急・救助体制の充実	77
5-2 防災	78
(1) 自主防災体制の確立	78
(2) 防災基盤の整備	78
(3) 危機管理体制の確立	79
5-3 交通安全・防犯	80
(1) 交通安全対策の充実	80
(2) 防犯対策の充実	80
5-4 消費安全	82
(1) 相談指導体制と啓発活動の充実	82
(2) 消費者活動の促進	82
5-5 土地利用	83
(1) 計画的な土地利用の推進	83
(2) 自然的・農業的土地利用の方向性	83
(3) 都市的土地利用の方向性	84
5-6 市街地	85
(1) 活気のあるタウンセンターづくり	85
(2) 魅力的な市街地の整備	85
5-7 住宅	86
(1) 公営住宅の充実	86
(2) 誰もが住みやすい家づくり	86
5-8 公園・広場・緑地	87
(1) 公園の整備と魅力化	87
(2) 花と緑のまちづくり	87
5-9 道路・交通	89
(1) 道路交通	89
(2) 公共交通	89
5-10 地域情報化	91
(1) 行政情報化の推進	91
(2) 地域情報化の促進	91

第6章 町民・行政：町民と行政が協働するまち	92
6-1 住民活動	92
(1) 住民活動の推進	92
(2) 情報の共有化	92
(3) 住民参加の推進	93
6-2 人権尊重	94
(1) 人権教育・啓発の充実	94
(2) 人権尊重社会の実現	94
6-3 男女共同参画	96
(1) 男女共同参画意識の高揚	96
(2) 男女共同参画の促進	96
6-4 地域間交流・国際交流	98
(1) 地域間交流の促進	98
(2) 多文化共生社会の創造	98
6-5 行政運営	100
(1) 戦略的な行政運営	100
(2) 効果的・効率的な行政運営	100
6-6 財政運営	102
(1) 財政の健全化	102
6-7 広域行政	104
(1) 共同事務・事業の充実	104
(2) 広域連携の推進	104
<b>資料編</b>	105
1 諮問書	107
2 答申書	108
3 審議会条例	109
4 審議会委員名簿	110



# **I 後期基本計画の方針等**



# 第1章 計画の基本的な方針

---

本町は、輝ける未来に向けたまちづくりの指針として、平成23年3月に「第5次吉岡町総合計画」（平成23年度～32年度）を策定しました。

本計画は、まちの将来像を『キラリ  よしおか — 人と自然輝く 丘の手タウン 吉岡町 —』と掲げた基本構想に基づき、5か年の基本計画（平成23年度～27年度）を策定し、6つの基本目標に沿った各種施策を展開してきました。

そして今回、基本計画5か年の見直し時期を迎えたことに伴い、本町を取り巻く状況の変化や過去5か年の施策の進捗状況をふまえつつ、基本構想に掲げる本町の将来像の実現をめざし、次の5か年の基本計画（後期基本計画）を策定しました。

また、平成26年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成72（2060）年に1億人程度の人口を維持することを目標とする「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、それを実現するための5か年計画として同法第8条に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が国において策定されました。

本町は、この法律や政府の取組に対応すべく、将来的な人口減少の歯止めと将来の発展・繁栄をめざす「吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年度～31年度）を策定したことから、後期基本計画は、総合戦略と一体となって、『キラリ  よしおか — 人と自然輝く 丘の手タウン 吉岡町 —』の実現をめざします。

## 第2章 計画の位置づけ

### 2-1 「基本構想」「基本計画」「実施計画」

「第5次吉岡町総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されており、今回は「基本計画」の見直しとなります。

それぞれの内容と計画期間は次のとおりです。

#### ①基本構想

基本構想は、町の特性や町民の意向、時代の潮流等を総合的に勘案し、町がめざす将来像と、それを実現するための基本目標等を示すものです。

計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。

#### ②基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、今後取り組むべき主要施策などを行政の各分野にわたって体系的に定めるものです。

計画期間は、社会情勢などの変化に的確に対応するため、平成23年度から平成27年度までの5年を前期基本計画、平成28年度から平成32年度までの5年を後期基本計画とします。

#### ③実施計画

実施計画は、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容を示すことにより、予算編成の指針となるものです。

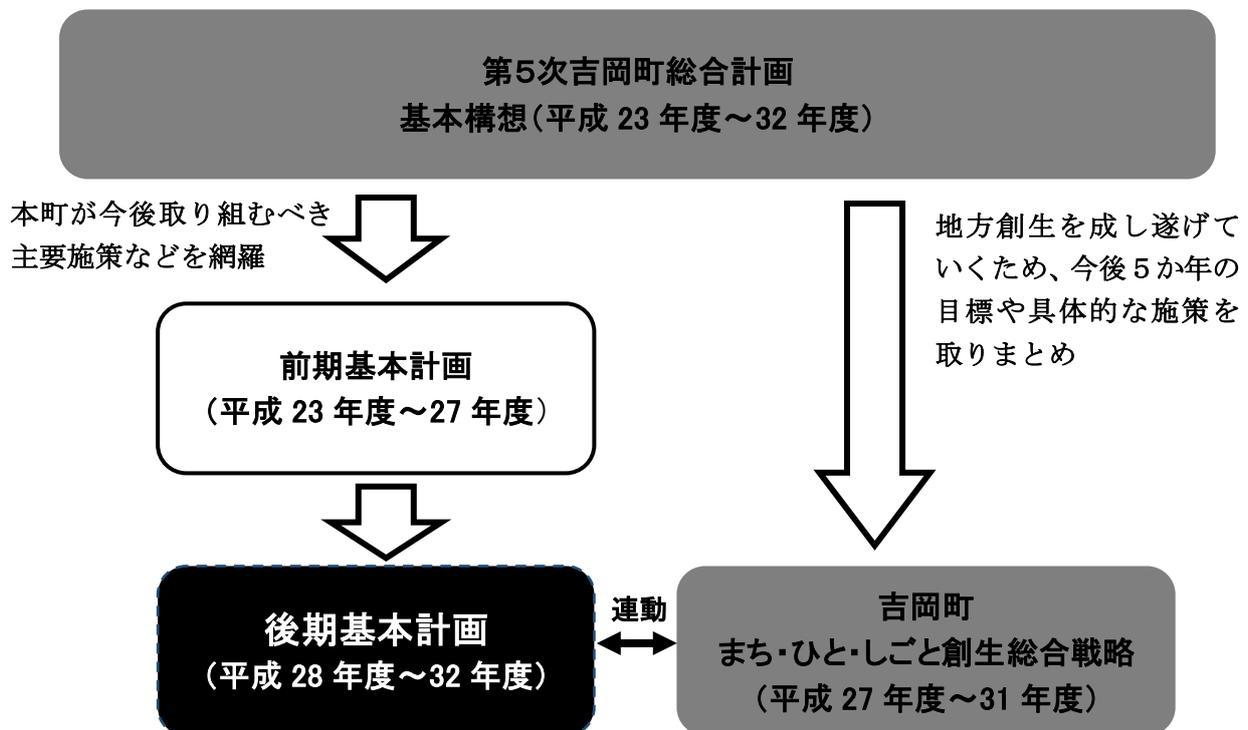
計画期間は3年間とし、ローリング方式（毎年度見直す方式）により、本計画の進行管理を行っています。

## 2-2 「吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係

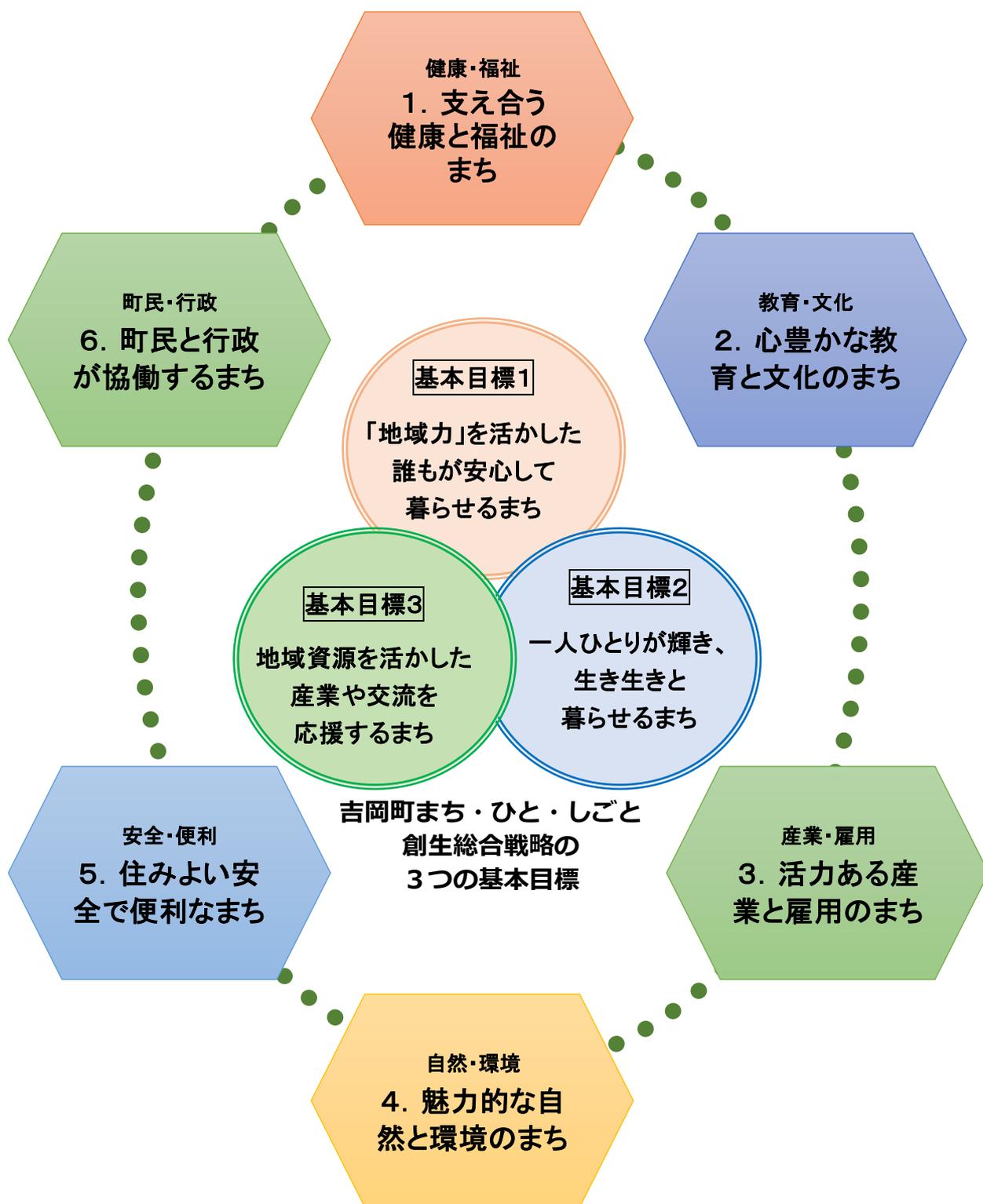
「吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 27 年度～31 年度）は、緊喫の課題である人口減少問題に対応して地方創生を成し遂げていくため、今後めざすべき本町の将来の方向と人口の将来展望を提示した「人口ビジョン」に基づき、今後 5 か年の目標や具体的な施策をまとめたものです。

また、「吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、本町のまちづくりの最上位計画である「第 5 次吉岡町総合計画」との整合を確保しつつ、策定したものです。

本基本計画（後期基本計画）は、本町が今後取り組むべき主要施策などを網羅的に定めたものであり、「吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で取り組む人口減少対策や地方創生の具体的な施策・取組を内包しています。



【後期基本計画と吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係】



後期基本計画の6つの基本目標

### 第3章 計画期間

本基本計画（後期基本計画）は、平成28年度から平成32年度までの5か年です。

#### 【計画期間】

年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
基本構想 (10年間)	→										
基本計画 (5年間)	前期基本計画 (5年間) →					後期基本計画 (5年間) →					
実施計画 (3年間)	→		→			→			→		→
吉岡町 まち・ひと・ しごと創生 総合戦略 (5年間)					→						



## **Ⅱ 後期基本計画策定の背景**



# 第1章 人口等の状況と住民のまちづくりへの意向

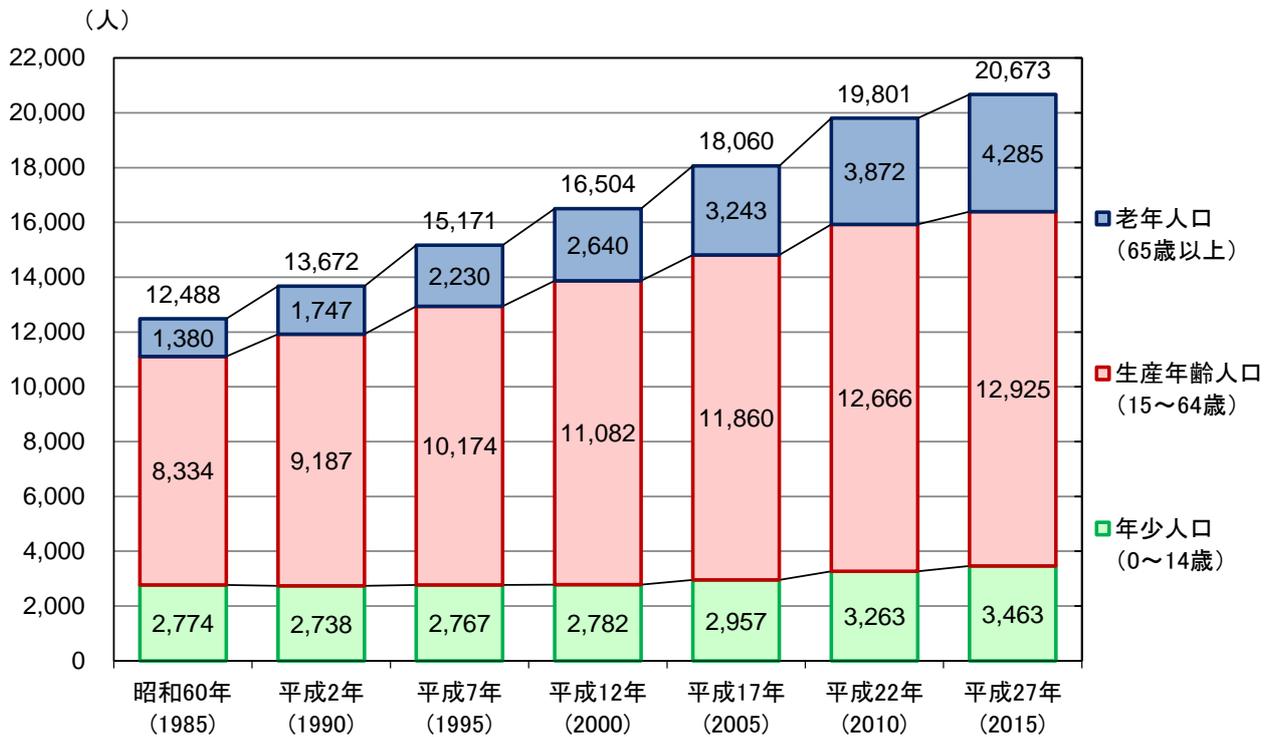
## 1-1 人口

### (1) 総人口・世帯

#### ①人口の推移

本町の人口は、昭和60年(1985年)の12,488人から平成27年(2015年)には20,673人と、30年間で約1.7倍に増加しています。

次に、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口(0~14歳)は、昭和60年(1985年)には2,774人でしたが、平成27年(2015年)には3,463人と約1.3倍に増加しています。一方、老年人口(65歳以上)は、昭和60年(1985年)には1,380人でしたが、平成27年(2015年)には4,285人と、約3.1倍に増加しています。



※1 平成27年は住民基本台帳人口(10月1日)。

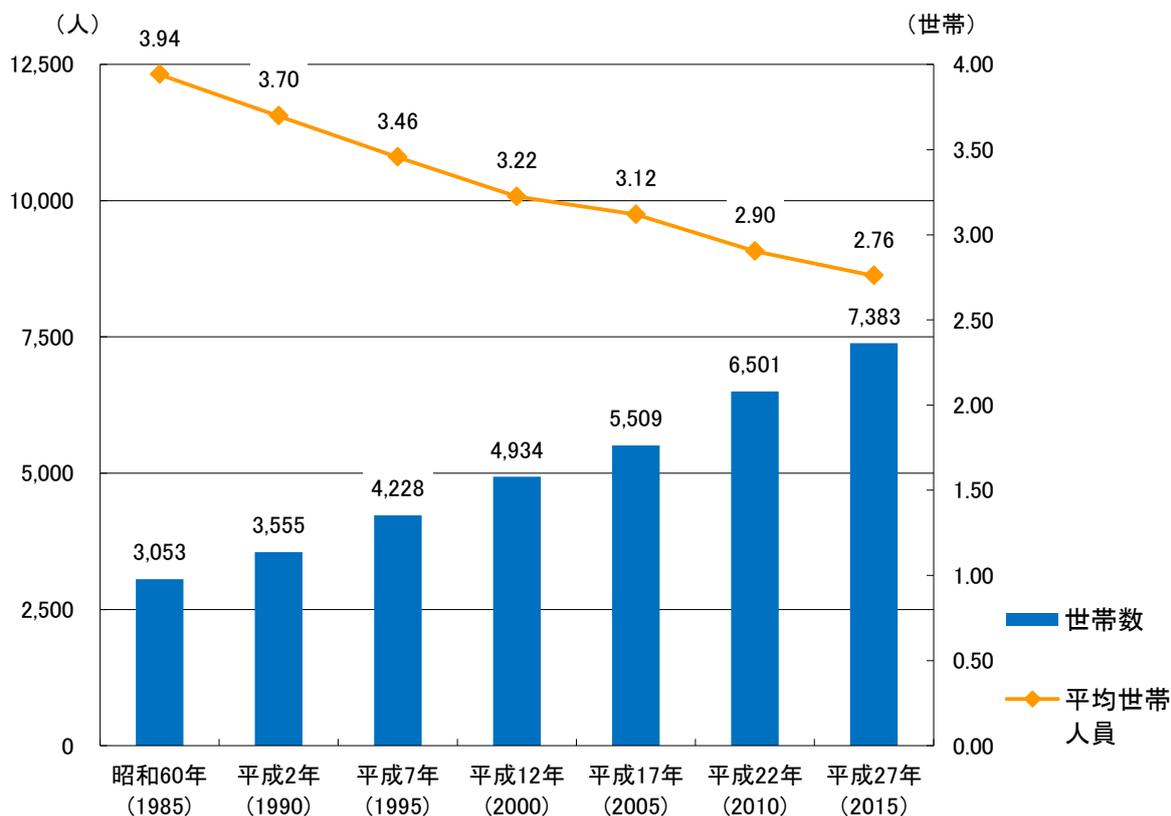
※2 平成12年、17年、22年の年齢3区分別人口は年齢不詳を按分した値。

資料：国勢調査(各年10月1日)

## ②世帯数の推移

世帯数は増加の一途で、昭和60年（1985年）には3,053世帯でしたが平成27年（2015年）には7,383世帯となり、30年間で約2.4倍に増加しています。

また、平均世帯人員は、昭和60年（1985年）には3.94人／世帯でしたが、核家族化や単身世帯等の増加による世帯の小規模化が進み、平成22年に3人／世帯を下回り、平成27年（2015年）には2.76人／世帯となっています。



※1 平成27年は住民基本台帳による世帯数。

※2 国勢調査による世帯数は、「一般世帯」で、世帯のうち、施設等の世帯（学生寮、病院、社会施設、自衛隊、矯正施設等）以外の世帯。

資料：国勢調査（各年10月1日）、住民基本台帳

## （2）将来人口

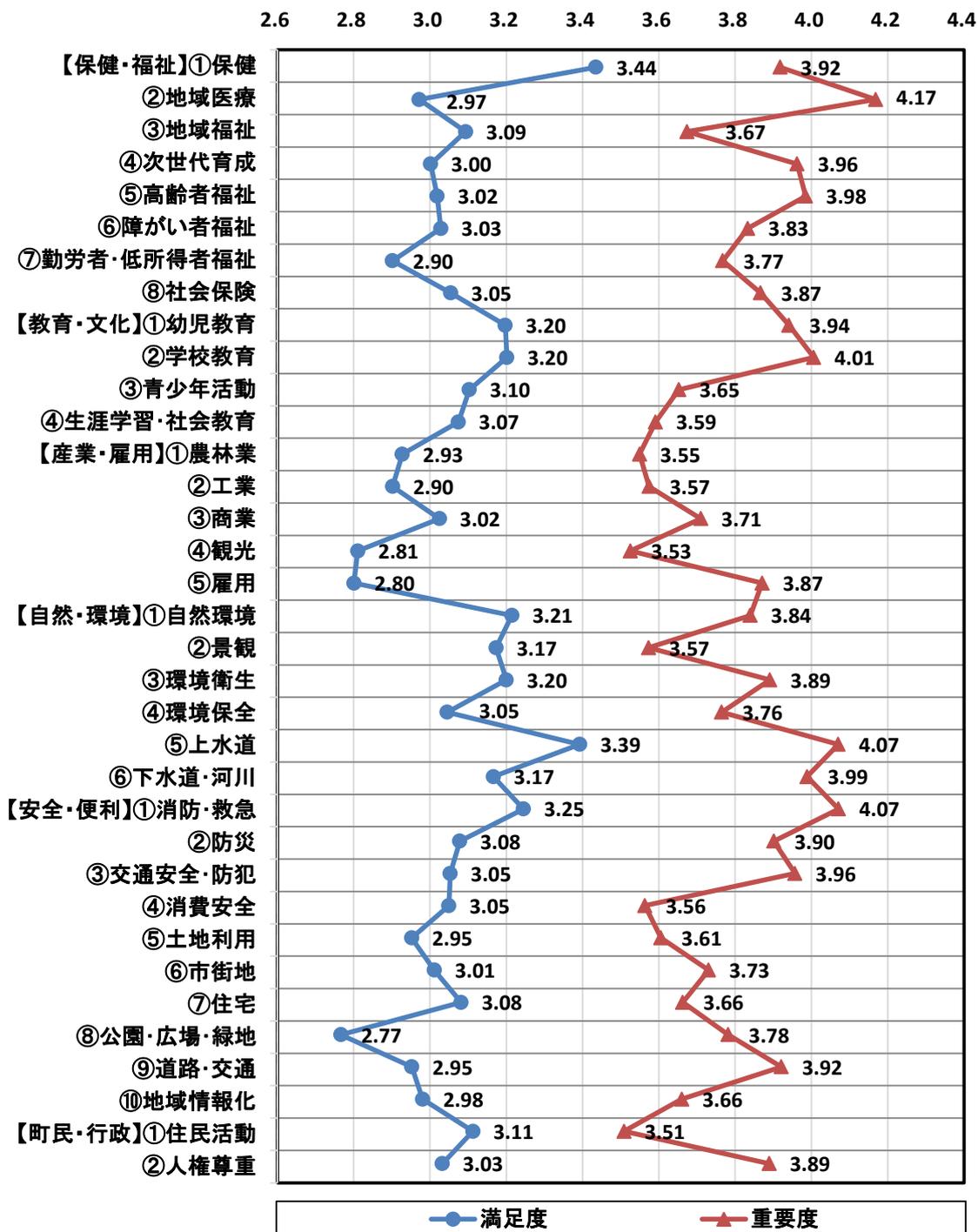
「第5次吉岡町総合計画」の基本構想においては、平成32年（2020年）に22,000人の確保をめざしています。

一方、平成28年2月に策定した「吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、平成52年（2040年）の将来の目標人口を概ね23,600人とし、平成32年（2020年）の推計人口を21,609人としています。

推計手法が異なるため一部推計結果に違いがあることから、第5次吉岡町総合計画における平成32年（2020年）の将来の目標人口は見直さず、22,000人と設定します。

## 1-2 住民のまちづくりへの意向

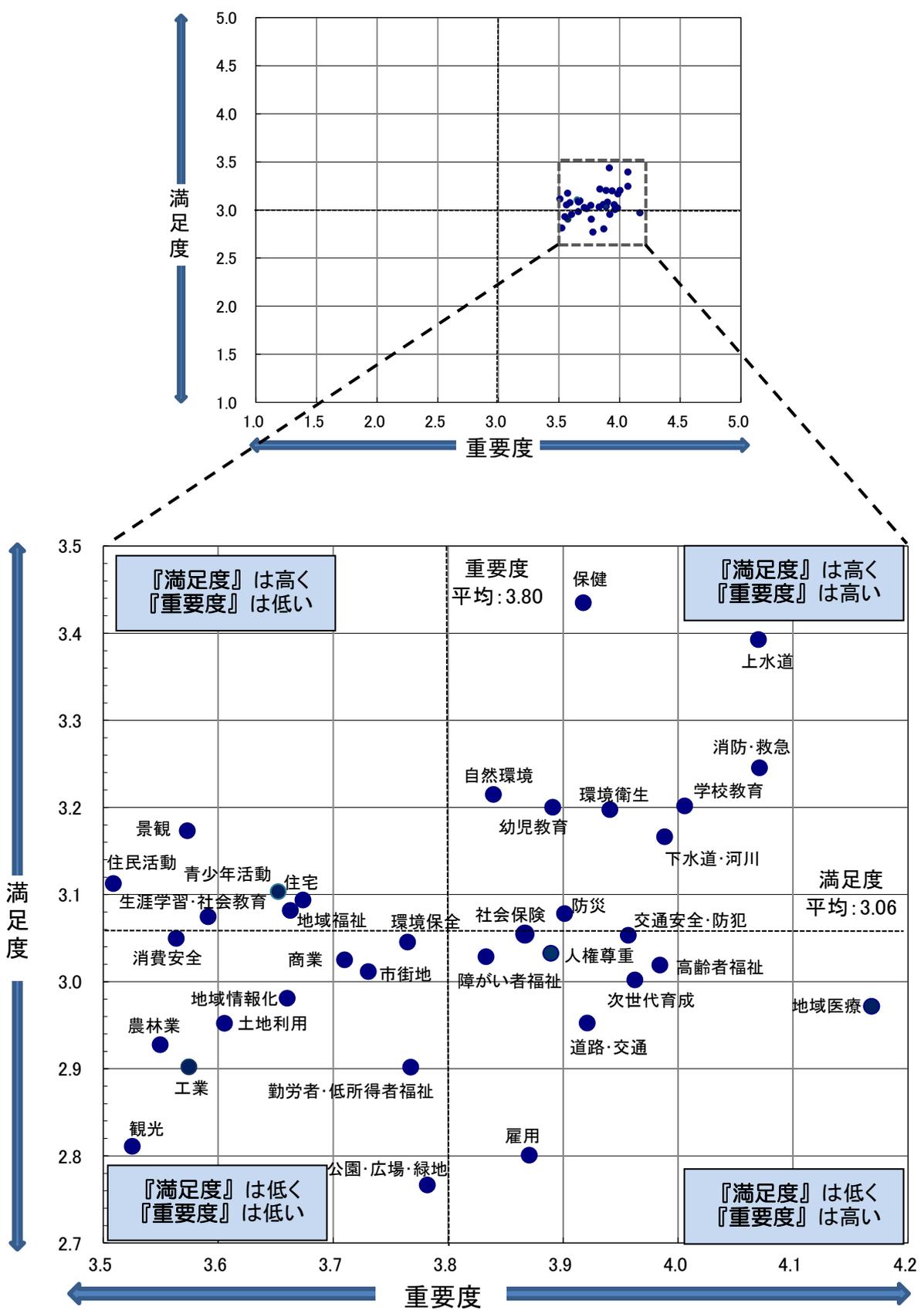
町の施策やサービス、生活環境について満足度と重要度についてみると、満足度で高い項目は、「保健・福祉－保健」(3.44)、「自然・環境－上水道」(3.39)、「安全・便利－消防・救急」(3.25)、「自然・環境－自然環境」(3.21)となっています。また、重要度で高い項目は、「保健・福祉－地域医療」(4.17)、「安全・便利－消防・救急」(4.07)、「自然・環境－上水道」(4.07)、「教育・文化－学校教育」(4.01)となっています。



※ 数値は「非常に満足(重要)」を5点、「満足(重要)」を4点、「どちらでもない」を3点、「不満(あまり重要でない)」を2点、「非常に不満(重要でない)」を1点とした加重平均。

資料：町民アンケート調査(平成27年7月)

重要度については、全ての項目において中間値 (3.0) を上回っていますが、満足度については、「保健」「上水道」「消防・救急」などが比較的高く、「公園・広場・緑地」「雇用」「観光」などは比較的低くなっています。



資料：町民アンケート調査（平成 27 年 7 月）

## 第2章 前期基本計画の評価

### 2-1 基本目標・施策別の評価

「第5次吉岡町総合計画（前期基本計画）」における基本計画の6つの基本目標ごとに、施策・関連事業の達成度を次の基準によりA～Eの5段階で担当課による自己評価を行い、施策項目ごとに達成度評価の結果をまとめました。

表 基本計画の6つの章（基本目標）と施策項目

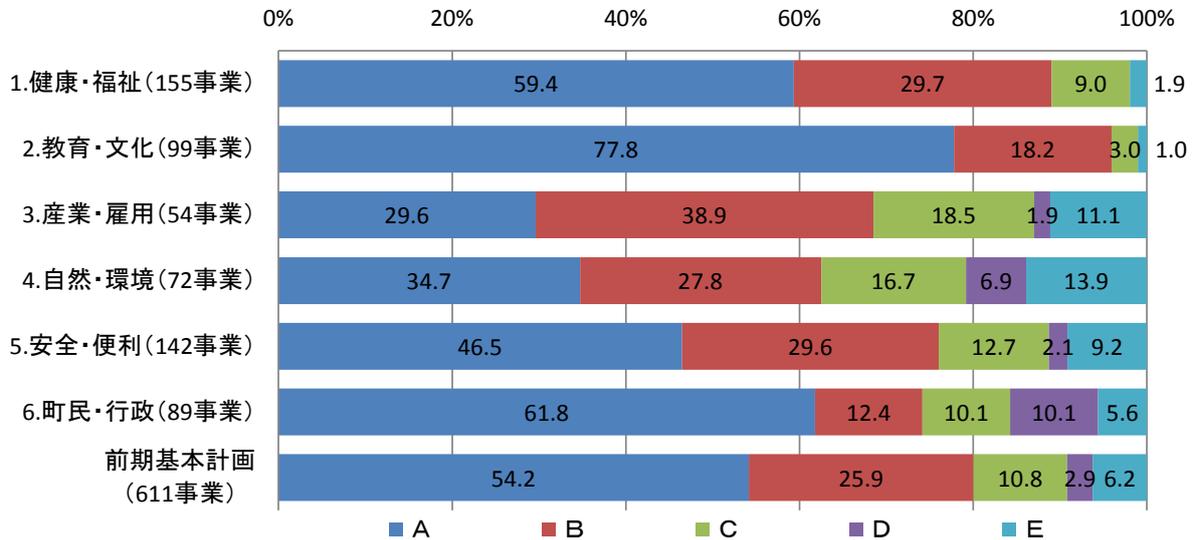
基本目標	施策	
<b>1. 健康・福祉</b> 支え合う健康と福祉のまち	1 保健 2 地域医療 3 地域福祉 4 次世代育成	5 高齢者福祉 6 障がい者福祉 7 勤労者・低所得者福祉 8 社会保険
<b>2. 教育・文化</b> 心豊かな教育と文化のまち	1 幼児教育 2 学校教育 3 青少年活動	4 生涯学習・社会教育 5 文化・スポーツ
<b>3. 産業・雇用</b> 活力ある産業と雇用のまち	1 農林業 2 工業 3 商業	4 観光 5 雇用
<b>4. 自然・環境</b> 魅力的な自然と環境のまち	1 自然環境 2 景観 3 環境衛生	4 環境保全 5 上水道 6 下水道・河川
<b>5. 安全・便利</b> 住みよい安全で便利なまち	1 消防・救急 2 防災 3 交通安全・防犯 4 消費安全 5 土地利用	6 市街地 7 住宅 8 公園・広場・緑地 9 道路・交通 10 地域情報化
<b>6. 町民・行政</b> 町民と行政が協働するまち	1 住民活動 2 人権尊重 3 男女共同参画 4 地域間交流・国際交流	5 行政運営 6 財政運営 7 広域行政

達成度	評価内容	達成状況
A	目的を概ね達成している。 計画に沿って進捗している。	ほぼ100%
B	課題はあるものの目的に向かっている。 計画から多少の遅れがあるものの進捗している。	75%程度
C	課題があり目標の水準に達していない。 計画から遅れがあるものの進捗している。	50%程度
D	大きな課題があり目標の水準に達していない。 計画から大きな遅れがある。	25%程度
E	全く取り組んでいない。	0%

## (1) 基本目標別の評価

前期基本計画（全体）の達成状況をみると、611事業のうちA評価は331事業で54.2%でした。一方、E評価は38事業で6.2%でした。

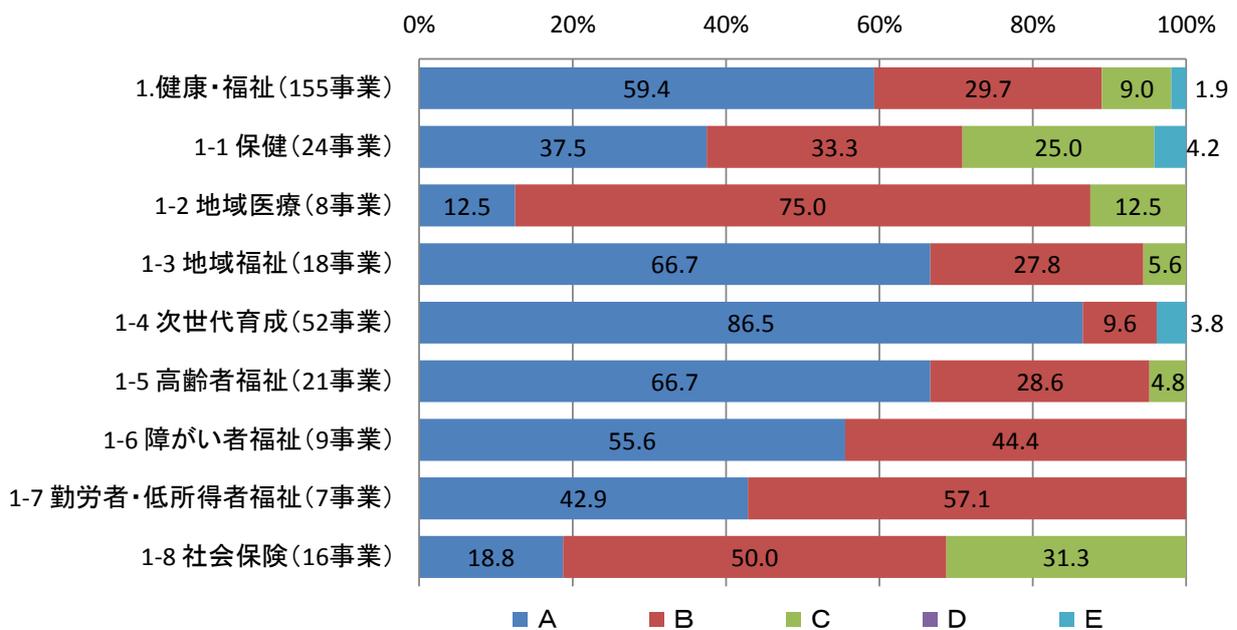
基本目標別にみると、A評価の割合が高いのは「2. 教育・文化」で77.8%、一方、A評価の割合が低いのは「3. 産業・雇用」で29.6%でした。



## (2) 施策別の評価

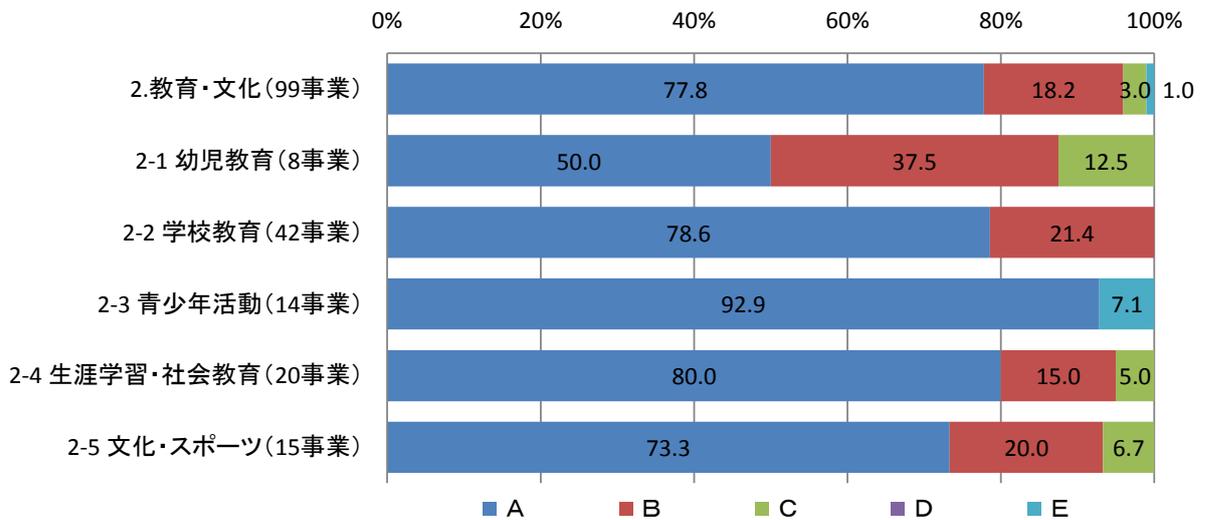
### ○基本目標1：健康・福祉

健康・福祉全体でのA評価の割合は59.4%でした。施策別では、「1-4 次世代育成」でA評価の割合が86.5%と高く、一方、「1-2 地域医療」や「1-8 社会保険」での割合が低くなっています。



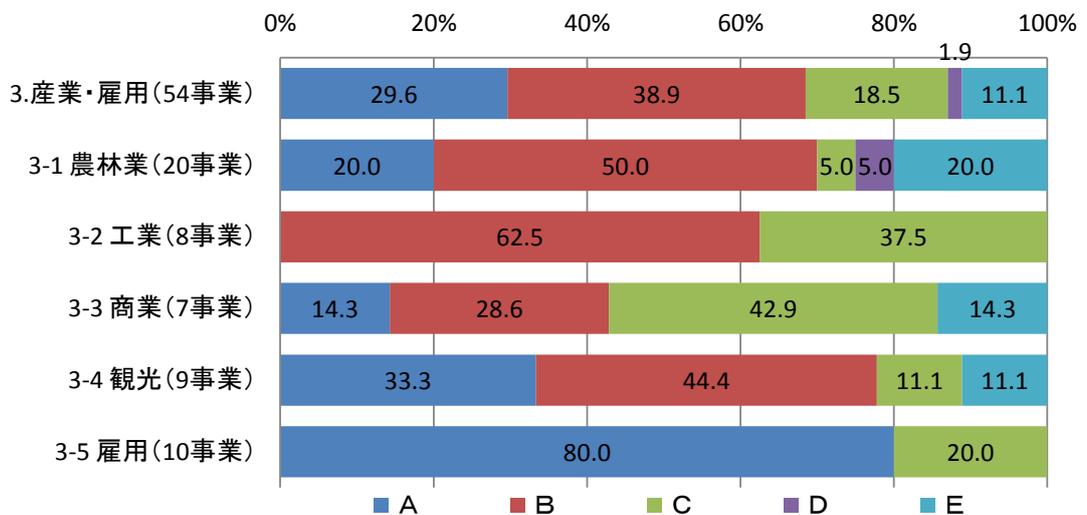
## ○基本目標2：教育・文化

教育・文化全体ではA評価の割合は77.8%でした。施策別では、「2-3 青少年活動」でA評価の割合が92.9%と高くなっています。



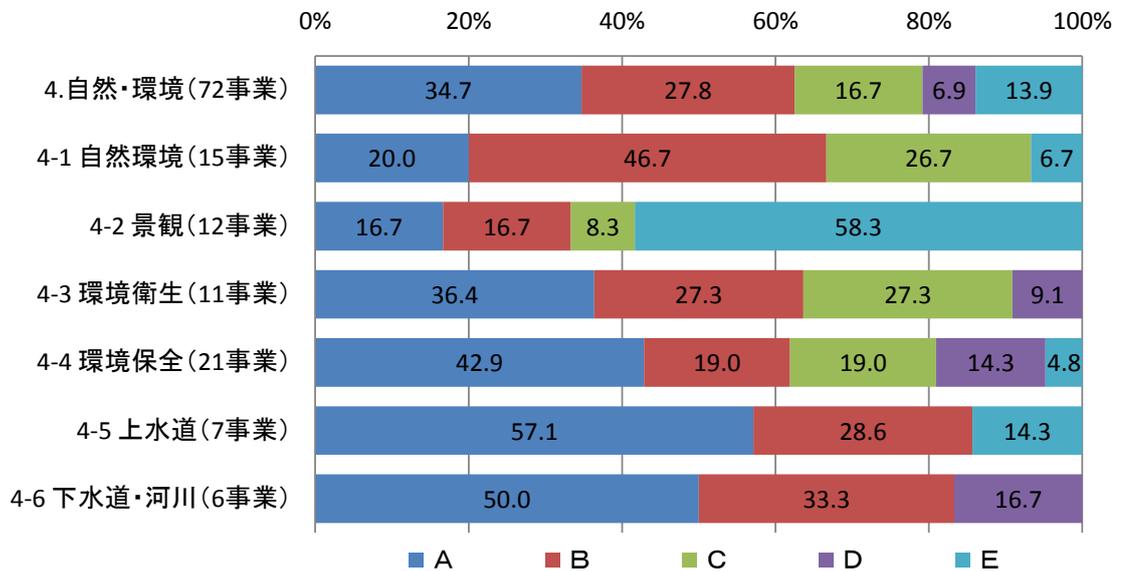
## ○基本目標3：産業・雇用

産業・雇用全体でのA評価の割合は29.6%でした。施策別では、「3-5 雇用」でA評価の割合が80.0%と高く、一方、「3-2 工業」ではA評価はありませんでした。



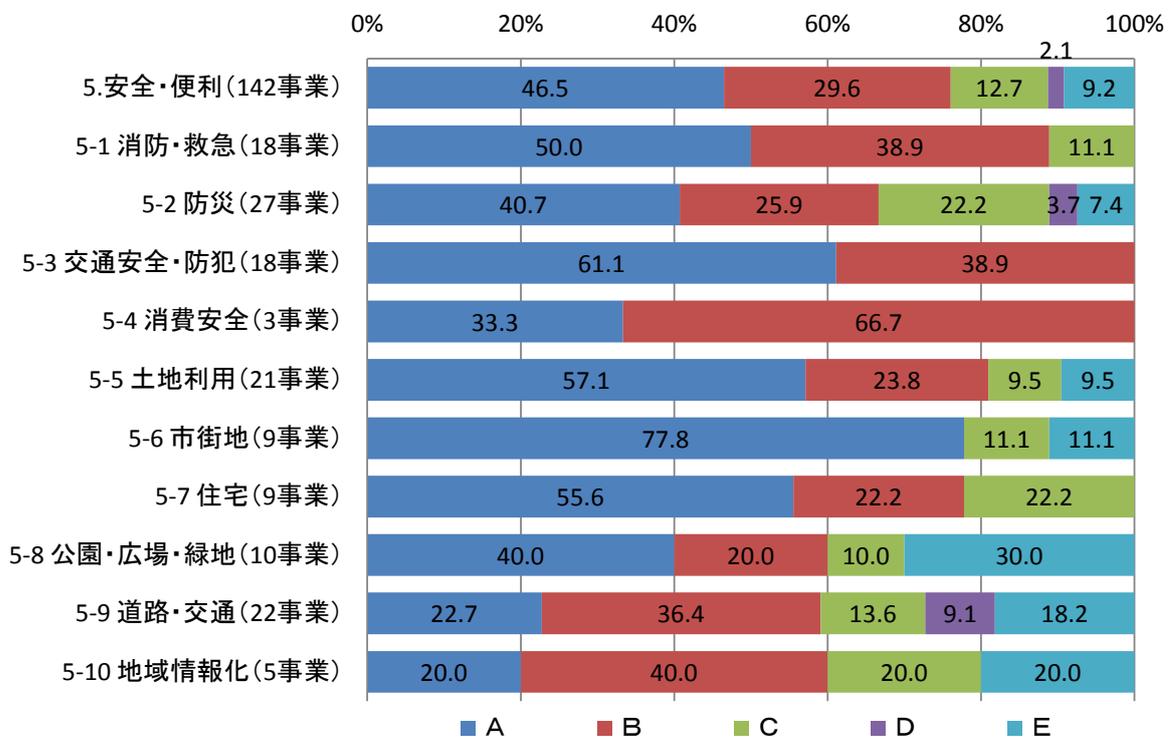
### ○基本目標4：自然・環境

自然・環境全体でのA評価の割合は34.7%でした。施策別では、「4-5 上下水道」や「4-6 下水道・河川」でA評価の割合が高く、一方、「4-2 景観」や「4-1 自然環境」での割合が低くなっています。



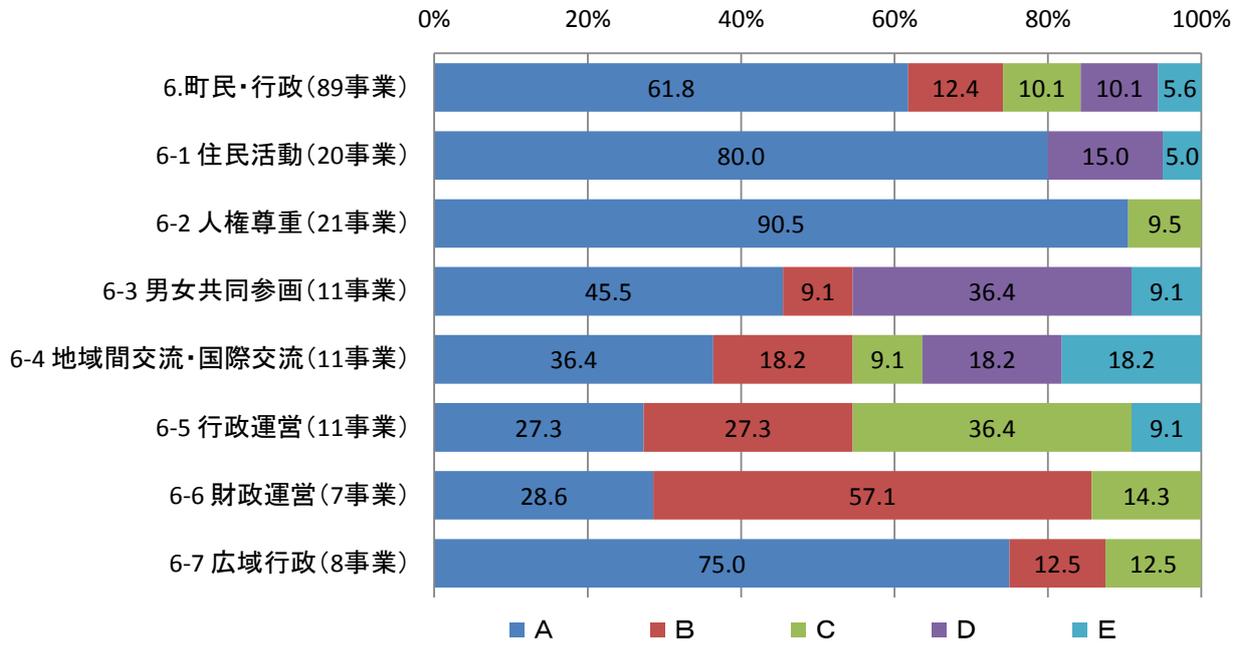
### ○基本目標5：安全・便利

安全・便利全体でのA評価の割合は46.5%でした。施策別では、「5-6 市街地」でA評価の割合が77.8%と高く、一方、「5-9 道路・交通」や「5-10 地域情報化」の割合が低くなっています。



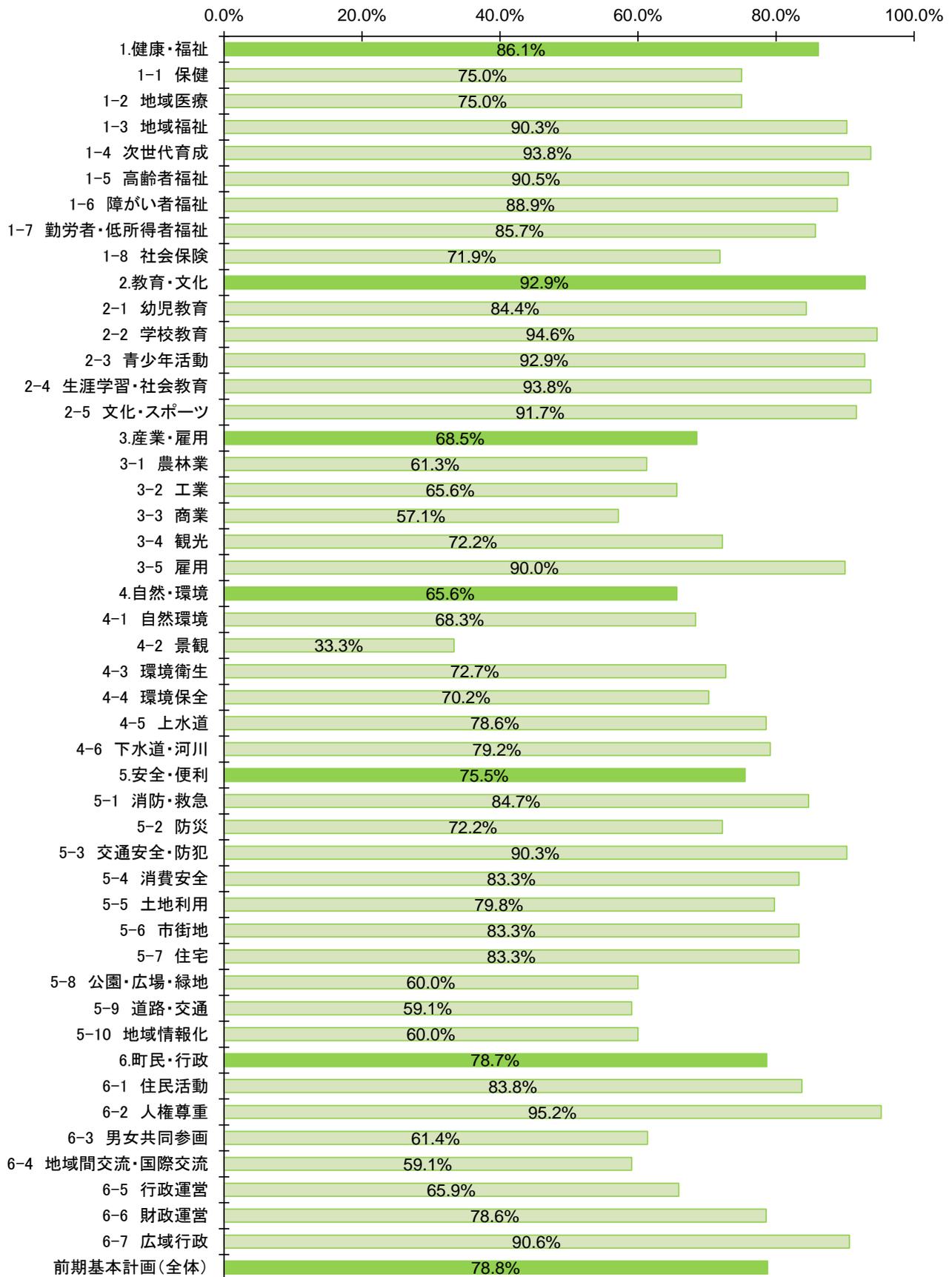
**○基本目標6：町民・行政**

町民・行政全体でのA評価の割合は61.8%でした。施策別では、「6-2 人権尊重」でA評価の割合が90.5%と高く、一方、「6-5 行政運営」や「6-6 財政運営」での割合が低くなっています。



## ○達成状況（達成率）

各基本目標・施策について達成率でみると、下図のとおりです。



※達成状況（数値：％）は「A」を100%、「B」を75%、「C」を50%、「D」を25%、「E」を0%とした加重平均。

## **Ⅲ 後期基本計画**

**[平成 28 年度～平成 32 年度]**



# 第1章 健康・福祉：支え合う健康と福祉のまち

町民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康で長生きし、生き生きと輝き、誇りと生きがいをもって暮らせるよう、保健・医療・福祉の各分野が連携のとれたサービスを提供します。また、支援を必要とする子どもや若者、子育て世帯や高齢者、障がい者を地域全体で支え合う地域福祉社会づくりを進めます。

## 1-1 保健

### ■基本目標

保健・医療と福祉、医療機関や学校、自治会などと連携し、各年代（ライフステージ）に応じた健康づくり活動を推進するとともに、健康診査による病気の予防、早期発見・早期治療を推進し、町民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康に暮らせるまちをめざします。

### ■主要施策

#### (1) 町民の健康づくりの支援

##### ①「吉岡町健康づくり計画」の推進

誰もが健康で生き生きと暮らすことができる健康寿命の長い町をめざし、「健康増進計画」「食育推進計画」「すこやか親子21」をまとめて策定した「吉岡町健康づくり計画」を推進します。

##### ②健康づくり推進体制の整備

健康ボランティア活動の活性化に向けて、食生活改善推進員や食育ボランティア、軽スポーツ・歩こう会などの取組を推進します。また、自治会の内部組織である「よしおか健康推進協議会」を中心として「よしおか健康No.1プロジェクト」を推進するとともに、町民一人ひとりが自分自身で行う健康活動の取組を支援します。

##### ③専門職の確保と指導の充実

保健師、栄養士、心理士、作業療法士などの専門職員の確保を図り、健康づくりや介護予防の相談・指導体制を強化します。また、「よしおか健康No.1ダイヤル24」の周知を図ります。

##### ④優れた取組の紹介

町民の優れた健康づくりの事例の把握に努め、広報「よしおか」や町ホームページ、パンフレット、健康教室などでその事例を紹介し、普及を図ります。

#### (2) 保健活動の充実推進

##### ①健診・検診受診率の向上

疾病・障がいの予防、早期発見、早期治療に向けて、乳幼児健診、わかば健診、特定健診、がん検診などのPR強化や受診しやすい検診日の設定等により、受診率の向上を図ります。

## **②母子保健サービスの充実**

母子保健推進員などの地区組織活動を推進するとともに、妊娠、出産、育児等に関する母子保健サービスの充実を図ります。

## **③精神保健対策の推進**

県や医療機関などの関係機関と連携をとり、精神保健の知識普及や相談活動に努めます。

## **④感染症対策の推進**

個別接種を推進し、接種率の向上に努めつつ、食中毒・結核・エイズなどの感染症について、関係機関と連携し迅速・適切な対応を図るとともに、正しい知識の普及啓発に努めます。また、「吉岡町新型インフルエンザ等行動計画」に基づき、国、県、事業所等と連携し、町民の健康を守り、安全・安心を確保します。

## **⑤温泉を活用した健康づくり**

町民が生き生きと、主体的に健康の保持・増進に努め、憩い、やすらぐことのできる施設として「よしおか温泉リバートピア吉岡」の活用を図ります。

## **(3) メタボリックシンドロームの予防・改善**

### **①食育の推進**

「吉岡町健康づくり計画」に基づき、地域での食育推進の取組に向け、吉岡町食生活改善推進協議会や関係機関との連携のもと、食育活動を推進します。

### **②有酸素運動の促進**

生涯スポーツ活動と連携し、徒歩・自転車通勤やウォーキング、健康体操等の有酸素運動<sup>\*1</sup>、筋力トレーニングや軽スポーツ・レクリエーションなどの普及を図り、生活習慣病と介護予防の取組を推進します。

### **③歯と口の健康づくり**

歯と口の健康を保つため、「噛ミング30(サンマル)運動<sup>\*2</sup>」や歯科相談、歯科検診などを推進します。

### **④特定健康診査・特定保健指導の実施**

「吉岡町特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病等の早期発見・早期治療に役立っています。また、メタボリックシンドローム<sup>\*3</sup>とその予備群の対象者を中心に、予防・改善の重点的・効果的な取組を推進します。

<sup>\*1</sup>有酸素運動：ウォーキングやジョギング、エアロビクス、サイクリングなど、運動の強度はあまり高くなくても、ある程度以上の負荷をかけながら、ある程度長い間継続して行う運動のこと。

<sup>\*2</sup>噛ミング30(サンマル)運動：一口30回以上噛むことを目標とした厚生労働省が提唱する運動(キャッチフレーズ)のこと。

<sup>\*3</sup>メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態のこと。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎健康づくりの推進

「自分の健康は自分で守る」意識をもち、子どもの時から、食育と運動習慣を身に付け、生活習慣病、特にメタボリックシンドロームの予防・改善に取り組みます。

#### ◎健康ボランティア活動の推進

生活習慣病改善の体験を活かすなど、食育や運動、介護予防のボランティア活動に協力します。

### 【事業者の取組】

#### ◎職場保健活動の推進

食事が不規則・高カロリーで、野菜不足、運動不足になりがちな 20～30 歳代のメタボリックシンドロームの予防・改善に向けて、職場での健康づくり活動や保健活動の充実を図ります。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
わかば健診受診者数	人	358	500
がん検診受診率	%	21.7	50.0
メタボリックシンドロームとその予備群の削減	%	39.0	30.0
特定健診受診率 ☆	%	34.8	50.0
「よしおか健康No.1 プロジェクト」等参加者数 ☆	延人数	13,327	25,000

※☆：吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 2 月策定）で K P I（重要業績評価指標）として掲げているもの。

## 1-2 地域医療

### ■基本目標

かかりつけ医の普及や救急医療体制の確保など、予防と早期治療、リハビリテーションに重点を置いた地域医療体制の強化と救急医療体制の確保を図り、安心して暮らせるまちをめざします。

### ■主要施策

#### (1) 医療体制の充実

##### ①疾病予防の充実

保健センターと医療機関が連携し、検診、予防接種、感染症予防などの疾病予防対策の強化を図ります。

##### ②地域医療の充実

かかりつけ医の普及など、予防と早期治療、リハビリテーションに重点を置いた地域医療の充実を図ります。また、地域の医療機関・介護関係機関と連携し、在宅医療・介護を一体的に提供する体制の構築を図ります。

#### (2) 救急医療体制の充実

##### ①救急医療体制の充実

休日・夜間の救急医療体制を充実させるため、渋川保健医療圏の医療機関との協力関係を強化し、町民への周知を図ります。

##### ②救急・応急手当の普及と啓発

公共・公益施設などへの自動体外式除細動器（AED）の設置を促進するとともに、渋川広域消防本部による応急手当・救命手当についての知識や技術の普及啓発を図ります。

### ■住民活動

#### 【町民の取組】

##### ◎疾病予防の徹底

かかりつけ医をもつとともに、各種健診・検診を受け、疾病の予防や早期治療に努めます。

#### 【医療機関の取組】

##### ◎地域医療の推進

町民生活に密着し、予防と早期治療、リハビリテーションに重点を置いた地域医療の確立に努めます。

## 1-3 地域福祉

### ■基本目標

町と吉岡町社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という）や民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体、NPO<sup>\*1</sup>法人などが協働し、地域でお互いに支え合う地域福祉活動や課題ごとのボランティア活動を推進します。また、子どもや高齢者・障がい者など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進め、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

### ■主要施策

#### （１）地域福祉の推進

##### ①ニーズ把握と情報共有

各種計画のアンケート調査や関係者との交流などを通して、地域におけるきめ細かなニーズ把握に努めるとともに、個人情報の保護に配慮しながら、関係団体との情報共有を図ります。

##### ②福祉意識の高揚

広報「よしおか」や社会福祉協議会の広報紙「いちょう」、町ホームページなどにより、地域福祉活動やボランティア活動などの情報提供に努めます。また、ボランティア活動の活性化を図るため、研修や表彰を行うとともに、学校教育や社会教育において福祉学習を推進し、地域福祉意識の高揚を図ります。

##### ③福祉の担い手の育成

ボランティアコーディネーターの育成を図りながら、福祉関係団体や文化・スポーツ団体、学校と連携し、ボランティア体験やイベント、ボランティア養成講習などを通して、福祉の担い手となる人材の発掘と育成を図ります。特に、急速な高齢化に対応するため、介護予防サポーター・認知症サポーター養成講座を展開し、地域福祉の担い手を育成していきます。

#### （２）地域福祉活動の推進

##### ①「（仮称）総合ボランティアセンター」の設置に向けた検討

町の状況に適したボランティア活動の推進を図るため、「（仮称）総合ボランティアセンター」について、社会福祉協議会などと連携し設置に向けて検討していきます。

##### ②地域での交流・助け合いの促進

老人クラブや障がい者団体、子育てグループ、自治会などと連携し、各地域で高齢者や障がい者、子育て中の親同士が交流する機会や場を充実し、日常生活の困りごとなどをお互いに助け合う活動を促進します。

<sup>\*1</sup>NPO：Non Profit Organizationの略。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）において、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をNPO法人（特定非営利活動法人）と呼ぶ。

### **③地域ぐるみの福祉活動の推進**

「吉岡町地域福祉計画・吉岡町地域福祉活動計画」に基づき、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会の福祉委員、NPO法人、ボランティア団体などと連携し、一人暮らし高齢者などへの声かけやふれあいサロン活動、災害時要援護者の支援、健康づくりや介護予防、生活支援など、各地区の福祉活動の充実を図ります。

### **④地域子育て支援活動の推進**

子どもや保護者同士の交流の場や機会を充実するとともに、子育てサロン、子育て支援センターにおける子育て相談やファミリー・サポート・センター事業による子育て支援の充実を図ります。また、地域の中で子どもの遊び・スポーツ・体験学習、地域のイベントや世代間交流などへの若い世代の参加を図ります。

## **(3) 地域のユニバーサルデザイン化**

### **①公共施設のユニバーサルデザイン化**

誰もが使いやすくなるよう公共施設や道路・公園、鉄道・バスなどのバリアフリー<sup>\*1</sup>化・ユニバーサルデザイン<sup>\*2</sup>化を推進します。

### **②バリアフリー住宅の支援（住宅のバリアフリー化の支援）**

高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう、バリアフリー化の相談や住宅改修などの支援を行い、住環境の改善を促進します。

### **③交流・情報のバリアフリー化**

公共交通や外出支援サービスの充実など、高齢者や障がい者の移動手段の確保を図ります。また、町ホームページについては、引き続き情報アクセシビリティ<sup>\*3</sup>の整備と向上を図ります。

---

<sup>\*1</sup>バリアフリー：障がいのある人や高齢者などが暮らしやすくなるために、道路の段差など、障壁をなくすこと。

<sup>\*2</sup>ユニバーサルデザイン：国籍や年齢、男女の違い、障がいの有無などに関係なく、初めからできるだけ全ての人が利用しやすい、「まち」や「もの」などをつくるという考え。

<sup>\*3</sup>アクセシビリティ：年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎地域における支え合い活動

一人暮らし高齢者世帯等のゴミ出しなどの生活支援や安否確認など、地域の支え合い活動を進めます。

#### ◎地域福祉コミュニティづくり

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会、ボランティアなどが連携し、互いに助け合う地域のコミュニティづくりを進めます。

### 【事業者の取組】

#### ◎福祉のまちづくりへの協力

地域の見守り活動や福祉イベントなどに協力するとともに、高齢者や障がい者など誰もが使いやすいユニバーサルデザインの店づくりを進めます。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
ふれあいサロンの実施地区数	地区	28	30
福祉ボランティア登録団体数	団体	9	10
福祉ボランティア登録者数	人	519	700
ボランティアコーディネーター数	人	0	2
ボランティア講座参加者数	人	36	150

## 1-4 次世代育成

### ■基本目標

若者の交流活動の支援、保育所・認定こども園<sup>\*1</sup>・幼稚園等の子育て支援や各種体験機会の充実などにより、若者が結婚・定住し、子育てしたくなる「子育て・夢育て吉岡ナンバーワン」のまちをめざします。

### ■主要施策

#### (1) 若者の自立と交流の支援

##### ①生きる力をつける教育の推進

子どもが様々な活動を通して、実社会で生きる力を身に付けられるよう、児童館や学校、地域等での各種体験の機会の充実を図ります。また、子どもの自立に向け、友達づくりや子どもが主体の様々な活動機会の充実を図ります。

##### ②心の発達支援

子どもたちが乳幼児にふれる機会を増やすことで、命の大切さや子育ての楽しさを実感できるよう健全な心の発達を支援します。

##### ③職業学習

子どもたちの将来の職業選択の幅を広げるため、職場体験や各分野の専門家による職業紹介や職業体験等を聞く機会などを提供します。

##### ④若者の交流支援

イベントやスポーツ・文化活動、地域行事などを通して若者同士が交流する機会の充実を図るとともに、出会いの場の提供活動に対する支援を検討します。

#### (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

##### ①子育てしながら働き続けられる環境づくり

広報「よしおか」や町ホームページを通じたPR活動により、町民や企業に対してワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発を図り、仕事と家庭の両立を促進していきます。

##### ②子育てへの男女共同参画

パパ・ママ学級や子育て教室等への参加を男性にも積極的に呼びかけるなど、男女共同参画意識の啓発を図り、男性の子育て参画を促進します。

##### ③子育て世代の社会参加支援

ゆとりをもって子育てができるよう、生涯学習、スポーツ・文化活動や地域活動など、保護者の社会参加を支援します。

<sup>\*1</sup> 認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。

### (3) 子育て家庭への支援の充実

#### ①「吉岡町子ども・子育て支援事業計画」の推進

「吉岡町子ども・子育て支援事業計画」の達成状況を定期的に検証しながら、より効果的な施策・事業の推進を図ります。

#### ②母と子の健康づくり

母と子の健康の保持・増進に向け、各種健診・予防接種、健康教育・相談の充実を図ります。また、特定不妊治療への助成に加えて、一般不妊治療、男性不妊治療、不育症など各種不妊治療に対し一部助成等を行い、不妊・不育症への支援を図ります。

#### ③相談支援の充実

各種子育て相談とそれに携わるスタッフの充実による要観察児のフォロー体制の確立や育児に関する情報提供により発達支援事業を強化し、育児への不安やストレスの軽減・解消を図り、子育て世帯がのびのびと育児に取り組めるよう支援します。

#### ④保育サービスの充実

乳幼児の増加や保護者の就労形態・就労時間の多様化に対応するため、保育所定員及び保育士を増員し、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、子育て支援センターでの育児支援等の充実を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業など、家庭保育支援事業や産前産後サポート事業等により子育て世帯への負担の軽減を図るための支援の充実を図ります。

#### ⑤放課後対策の充実

年々増加する学童クラブへのニーズに対応するため、施設の増設、児童館の充実、環境整備を進めるとともに、保護者や地域住民と連携し、学校施設を利用した児童の居場所づくりを検討します。

#### ⑥子育ての経済的負担の軽減

子育ての経済的負担を軽減するために、児童手当の円滑な支給を行うとともに、児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給、三歳未満児第3子保育料無料化事業、幼稚園就園奨励費の支給、学校給食費の保護者負担額の軽減事業、中学卒業までの医療費助成、高校生の通学支援、奨学金制度の周知を図ります。

#### ⑦児童虐待の防止と保護

各種育児相談の充実や、スクールカウンセラー<sup>\*1</sup>、スクールソーシャルワーカー<sup>\*2</sup>等を活用し、児童・生徒や保護者等からの相談支援体制の充実を図ります。また、吉岡町要保護児童対策地域協議会の活動を強化し、児童虐待の予防、早期発見・保護に取り組むことによって、保護者の子育て不安や負担感の軽減を図ります。

#### ⑧障がい児の支援

障がいのある子どもを育てる家庭への支援や障がい児保育・教育の充実を図ります。また、各種健診の充実により発達障がいを早期に発見し、子どもの生活しづらさと保護者の負担や不安の軽減を図ります。

<sup>\*1</sup> スクールカウンセラー：児童生徒やその関係者の臨床心理に関して、高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士などの専門家のこと。

<sup>\*2</sup> スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材のこと。

#### (4) ひとり親家庭への支援

##### ①相談・支援体制の充実

ひとり親家庭の実態把握に努め、福祉事務所や児童相談所、民生委員・児童委員など各関係機関と連携し、あらゆる相談に適切に対応できる相談・支援体制の充実を図ります。

##### ②経済的自立の支援

児童扶養手当や医療費助成、就学金助成、福祉資金の貸付などの各種制度の周知と活用を促進するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターや吉岡町商工会と連携し、就労の支援を図ります。

#### (5) 子ども・子育てを支える地域づくり

##### ①子育て仲間づくり

保健・福祉・教育が連携し、保護者同士の交流機会を増やし、子育て仲間づくりを促進します。

##### ②地域の子育て支援体制づくり

保護者たちが行う子育てグループや子ども会活動、子どもが自主的に行う地域活動を支援し、地域全体で子どもを育てる環境づくりを促進します。

#### (6) 子ども・子育てに配慮したまちづくり

##### ①遊び場などの整備

子どもたちがのびのびと遊び、年齢の異なる子ども同士が交流できるちびっ子広場や身近な公園の整備、適正な維持管理に努めます。また、外出マップの作成などにより、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを進めます。

##### ②子ども等の安全の確保

地域と連携しながら、児童の登下校時の安全確保対策を推進します。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎若者の交流機会の充実

若者の交流機会の充実に向け、イベントや祭り、クラブ・サークル活動などを応援します。

#### ◎体験機会提供への協力

子どもが安全に楽しく遊べる場や様々な体験機会の提供などに取り組む保護者や育児サークルなどに協力します。

#### ◎虐待の防止

子育て世帯を地域で温かく見守るとともに、児童虐待の疑いがある場合には、児童相談所等の関係機関や民生委員・児童委員などへ連絡・相談をします。

### 【事業者の取組】

#### ◎保育・幼児期の学校教育内容の充実

保育所や認定こども園、幼稚園を運営する事業所においては、保育サービスの拡大・充実とともに、子どもや保護者の変化に対応し、保育・教育内容の充実に努めます。

#### ◎子育てに配慮した職場づくり

子育て世代が働きながら子育てできる職場環境づくりを進めます。

#### ◎体験活動の支援

地域や保育所・認定こども園・幼稚園、小中学校における各種体験学習に協力します。

## ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
出生率の順位 (県下市町村)	位	1	1
通常保育	人	590	790
学童クラブ定員 ☆	人	285	385
子育て相談会利用者数 ☆	延人数	88	200

## 1-5 高齢者福祉

### ■基本目標

高齢者の社会参加活動や生活習慣病予防・改善、介護予防の取組を支援するとともに、介護サービスや生活支援サービスの充実を図り、高齢者が住みなれた地域で、生きがいをもちながら安心して暮らせるまちをめざします。

### ■主要施策

#### (1) 高齢者の生きがいづくり

##### ① 高齢者の社会貢献・社会参加の促進

高齢者が生きがいをもって潤いのある生活を送れるよう、その知識や経験を発揮し、各種行事やスポーツ・文化活動、地域活動やボランティア活動などで活躍できる場や機会の充実に努めるとともに、老人クラブや自治会などと連携し、ふれあいサロンや世代間交流など交流の場づくりを進めます。

##### ② 高齢者の就労機会の創出

高齢者の経験や技能、適性などを活かし、社会の様々な分野で活躍してもらえるよう、シルバー人材センターや商工会、道の駅よしおか温泉・物産館かざぐるまなどと連携し、生きがいづくりを兼ねて生涯現役で働き続けられるよう支援します。

##### ③ 生涯学習活動の推進

高齢者が暮らしを楽しみ、交流の輪を広げることができるよう、講座の開設や学習成果を発表する場の機会拡充など、生涯学習の充実を図ります。

#### (2) 健康づくりと介護予防の推進

##### ① 生活習慣病の予防・改善

高齢者の健康保持と増進のため、保健・医療などと連携し、メタボリックシンドローム対策を中心として食生活の改善や運動習慣の確立を図り、生活習慣病の予防・改善を促進します。

##### ② 介護予防の充実

筋力トレーニングによる転倒防止や認知症予防など、介護予防プログラムを推進するとともに、介護予防が特に必要な特定高齢者の参加を促進します。また、身近な地域で健康づくりや介護予防活動に取り組めるように、自治会ごとに健康推進員による活動を支援します。

##### ③ 住宅改修の支援

転倒防止や自宅での自立した生活、居宅介護の負担の軽減に向けて、住宅改修を支援します。

### **(3) 介護サービスの充実**

#### **①計画的な事業の推進**

「吉岡町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに見直しながら、事業の進捗状況や事業効果などを毎年検証し、計画の実現に努めます。

#### **②地域包括ケア体制の構築**

地域包括支援センター（社会福祉協議会に業務委託）を中心に、介護予防の総合的・継続的なケアマネジメントを充実するとともに、社会福祉協議会やボランティア団体などと連携し、切れ目のない包括的・継続的な介護の実施を図ります。また、地域と連携をしながら、ゴミ出し等の生活支援や安否確認等の見守り支援体制を構築していきます。

#### **③適切な要介護認定と介護給付の適正化**

適切な要介護認定を行うとともに、要介護度の維持・改善に向けた適切なケアマネジメントの指導を図り、介護給付の適正化を図ります。

#### **④介護保険サービスの充実**

居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービスなど、介護保険サービスの提供体制の整備を促進します。

#### **⑤認知症高齢者の支援・理解の促進**

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の活用により、認知症高齢者のサービス利用や金銭管理、財産管理などを支援します。また、地域での見守り等の支援体制を構築するため、認知症サポーターの養成を推進していきます。

#### **⑥家族介護者の支援**

家族介護者を支援するため、在宅寝たきり老人の介護者に対する介護慰労金や介護用品の支給を行うとともに、介護教室や家族介護者間の交流を促進します。

#### **⑦高齢者への虐待の防止**

高齢者に対する虐待を防止するため、24時間体制での電話相談に対応するとともに、関係機関と連携を強化し、情報の収集と早期に対応できる高齢者虐待防止ネットワークの充実を図ります。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎生活習慣病予防・介護予防の取組

食生活改善やウォーキング等の有酸素運動、筋力トレーニングへの参加など、生活習慣病予防・介護予防の取組を進めます。

#### ◎地域での支え合い活動の推進

地域の老人クラブや自治会が協力し、一人暮らし高齢者等に対する見守りや災害時の支援など、支え合い活動を進めます。

#### ◎地域活動への参加

祭りや伝統行事、郷土料理や子どもの遊び、特産品の生産など、高齢者の豊富な経験を子どもの教育や地域活性化に活かし、継承を図りながら、世代間交流を推進します。

### 【事業者の取組】

#### ◎介護サービス

介護予防や介護度改善を進めながら、介護サービスの提供・充実に努めるとともに、介護体験機会を提供し、ボランティアの育成に取り組みます。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
ふれあいサロンの実施地区数 (再掲)	地区	28	30
自立高齢者の割合 (自立高齢者/65 歳以上人口)	%	83.5	85.0
シルバー人材センター受注件数 ☆	件	1,275	1,275

## 1-6 障がい者福祉

### ■基本目標

障がい者（児）が必要とする保健・福祉サービスを利用しながら、地域で自立して生活し、学習や就労、社会参加など、様々なことに挑戦し、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざします。

### ■主要施策

#### （１）自己実現への挑戦支援

##### ①障がい児保育・教育の充実

保育所・認定こども園・幼稚園や学校、福祉施設などと連携し、療育や障がい児保育、特別支援教育、進路指導の充実などを図ります。また、子育て支援ファイル等を活用し、切れ目のない支援を行います。

##### ②就労機会の拡充

地域で障がい者が働けるよう、一般就労への移行や就労継続を支援するとともに、多様な雇用・就労について、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

##### ③障がい者の社会参加機会の充実

障がい者団体やボランティア団体との連携により、地域活動や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動など、障がい者の社会参加と生きがいのある生活の実現に努めます。

#### （２）地域での生活の確立

##### ①保健・医療の充実

県や保健、医療、保育・教育機関などと連携し、総合的な情報提供や相談、障がいの予防、早期発見・早期治療、医療・リハビリテーションなどの充実を図ります。

##### ②生活支援の充実

地域での自立した生活に向け、居宅介護や日中一時支援、グループホームなどのサービス提供体制の充実を促進するとともに、コミュニケーション支援や移動支援、相談や権利擁護、災害時の避難支援体制、各種経済支援制度の周知徹底など地域での生活支援の充実を図ります。

#### （３）あらゆるバリアの解消

##### ①心のバリアの解消

交流機会の拡充、広報「よしおか」や町ホームページの活用、学校などでの啓発を通して、障がい者（児）に対する理解を図ります。また、障害者差別解消法について、町民に向けた啓発を強化していきます。

##### ②ユニバーサルデザインのまちづくり

障がい者（児）が外出しやすいよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、住宅改修の補助を行います。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎「心のバリアフリー」化

障がい者との交流、ボランティア活動への参加などにより、障がい者（児）への差別や偏見のない「心のバリアフリー」化を進めます。

#### ◎社会参加の支援

障がい者（児）が地域活動や趣味・スポーツ、イベントなどに参加できるよう、受け入れ体制の整備を図ります。

### 【事業者の取組】

#### ◎障がい福祉サービスの充実

障がい福祉サービスの充実や質の向上に努めます。

#### ◎障がい者雇用の推進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の積極的な雇用に努めます。

#### ◎店舗などのユニバーサルデザイン化

各種施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

## 1-7 勤労者・低所得者福祉

### ■基本目標

勤労者の雇用の安定化と福利厚生充実をめざすとともに、生活困窮者の自立支援や低所得者への生活保護制度の適正な運用による生活の確保と自立をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 勤労者福祉の充実

##### ①就労能力向上支援

労働者保護に関する法定基準や各種制度の周知、ハローワークや商工会等の就職相談を行っている窓口を紹介するなど橋渡しによる支援を図ります。また、関係機関と連携し、若者や女性、高齢者や障がい者等の職業知識・能力向上を支援します。

##### ②安定的な雇用確保と福利厚生充実

事業主に対し、正規雇用の拡大、退職金・年金制度への加入、働きながら子育てできる職場環境づくり、職場環境の改善、産業保健活動の推進など、労働者の福利厚生充実を促進します。

#### (2) 低所得者福祉の充実

##### ①相談指導の充実

民生委員・児童委員や社会福祉協議会などとの連携を密にし、個人情報保護に配慮しながら、援護を必要とする世帯の的確な把握と相談体制の充実を図ります。また、生活困窮者自立支援制度に基づいて、生活困窮者の自立を支援します。

##### ②各種援護制度の活用

生活困難世帯の経済的自立を支援するため、生活保護制度や生活福祉資金貸付など、各種援護制度の周知徹底と活用を促進します。

##### ③就業の支援

ハローワーク渋川や商工会、社会教育などとの連携を図りながら、働く力をつける支援を行うとともに、就業の相談・指導を充実し、安定的な就業を促進します。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎就労能力・技術の向上

安定的な就業に向けて、基本的なコミュニケーション能力や就労に関する技術を身に付けるとともに、よりよい労働環境づくりに向けて、関係法令や各種制度についての知識を深めます。

### 【事業者の取組】

#### ◎安定的就業の拡大

若い世代の消費の拡大と結婚・子育てによる少子化の解消に向けて、試行雇用、就業の機会提供、職業訓練など安定的な雇用の創出に努めるとともに、労働環境の向上や福利厚生の実施を図ります。

## 1－8 社会保険

### ■基本目標

生活習慣病の予防・改善、介護予防に重点的に取り組み、国民健康保険制度と介護保険制度の安定的な運営をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 生活習慣病の予防・改善と介護予防

##### ①医療費の抑制

生活習慣病の予防・改善や、各種健診による病気の早期発見・早期治療を進めるとともに、後発医薬品の使用促進による医療費の抑制を図ります。

##### ②介護給付費の抑制

生活習慣病の予防・改善や介護予防により、要介護状態にならないようにするとともに、寝たきり防止対策など介護度の改善により、要介護者の生活の質を高めながら介護給付費の抑制を図ります。

#### (2) 国民健康保険、介護保険の充実と国民年金の保持

##### ①国民健康保険の健全運営

重複・頻回受診の抑制やレセプト点検の強化などにより、医療費の適正化を図るとともに、広報「よしおか」などを活用し、国民健康保険制度に対する理解を促進し、国民健康保険税の収納率の向上を図ります。

##### ②介護保険の健全運営

適切なケアマネジメントによる介護度の改善や介護給付の点検により、介護給付の適正化を図るとともに、介護保険料の収納率の向上を図ります。

##### ③国民年金制度の保持

国民年金制度の理解を深めるとともに、無年金者の発生防止に向けて、啓発に努めます。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎生活習慣病の予防・改善と介護予防

生活習慣病の予防・改善、病気の早期発見・早期治療に努めるとともに、転倒骨折による寝たきりの防止や認知症の予防を図ります。

#### ◎医療費や介護給付の適正化

不必要な重複・頻回受診や薬の多用などを避けるとともに、後発医薬品を使用するようにします。また、介護予防や介護度改善に取り組みます。

### 【事業者の取組】

#### ◎生活習慣病の予防・改善

職場において従業員の生活習慣病予防の取組を進めます。

#### ◎予防医療と介護予防・介護度改善に向けた介護サービス

保健・医療、介護関係の事業者間で、メタボリックシンドロームや介護度の維持・改善の事例などについて情報を交換し、最適な予防医療と介護サービスの提供に努めます。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
国民健康保険税収納率	%	93.4	94.5
介護保険料納付率	%	98.4	98.8

## 第2章 教育・文化：心豊かな教育と文化のまち

子どもたちが、優れた知性を身に付け、豊かな心を持ち、心身ともに健やかに成長するよう、学校・家庭・地域社会の連携・協力のもと、学校教育の充実を図ります。また、町民一人ひとりが、生涯を通じて学ぶ意欲を持ち、学びを通して生き生きとした人生を築くことができるよう、学習活動や文化・スポーツ活動に取り組める環境づくりを進めます。

### 2-1 幼児教育

#### ■基本目標

幼児期に生涯にわたる人格形成の基礎を培えるよう、家庭や地域社会において、遊びなど様々な活動ができる教育環境づくりを進めるとともに、保育所・認定こども園・幼稚園・学校の連携・協力を進め、幼児教育の充実をめざします。

#### ■主要施策

##### (1) 家庭・地域の幼児教育の充実

###### ①保護者への学習機会の提供

保護者に対し、人間形成の基礎を培う幼児期の教育や親子交流の重要性と方法についての学習機会の充実を図ります。

###### ②遊びや体験機会の充実

基本的な生活習慣や楽しく体を動かす習慣、子どもの社会性や学ぶ意欲の基礎などを養うため、家庭や地域において、早寝早起き朝ごはん等の生活習慣や、子どもの集団遊びや様々な体験活動、世代間交流の機会などの充実を図ります。

##### (2) 保育所・幼稚園教育の充実

###### ①幼児期の学校教育内容の充実

幼児の豊かな人間性、社会性をもった子どもを育むため、保育所・認定こども園・幼稚園における幼児期の学校教育の充実を促進します。

###### ②幼保小中連携の強化

幼児が学校教育にスムーズに適応できるよう、幼保小中連携会議を中心に、家庭、保育所・認定こども園・幼稚園、小学校と中学校の適切な連携を図ります。また、特に配慮が必要な児童に対しては、幼児期から中学校卒業まで一貫した支援のための個別の特別支援教育の推進を図ります。

###### ③地域子育ての支援

保育所・認定こども園・幼稚園での園舎・園庭の開放や体験入園、教育相談の実施など、地域の子育て支援を促進します。

## ■住民活動

### 【保護者の取組】

#### ◎家庭幼児教育の充実

家庭において、早寝早起き朝ごはんや挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、家事の手伝いなどを通して、子どもの自立する力を育てます。

#### ◎子育てサークル活動の推進

子育てサークル活動を推進し、保護者の交流や子どもの集団遊びの場と機会を増やします。

### 【町民の取組】

#### ◎安全・安心な地域づくり

子どもの交通事故や子どもに対する犯罪の防止に向けて、登下校時の見守り活動に取り組みます。

#### ◎地域の遊び場づくりと維持・管理

保護者と連携し、地域で幼児が遊べる場や機会を増やすとともに、遊び場の維持・管理に努めます。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
保育所入所者数	人	656	790
幼稚園（認定こども園）入園者数	人	143	225

## 2-2 学校教育

### ■基本目標

将来のまちづくりを担う子どもたち一人ひとりが輝き、健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域社会の連携・協力のもと、様々な体験活動やボランティア活動を進めるとともに、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、それを活用して自ら課題を解決する力を育む学校教育の充実をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 学校教育環境の整備

##### ①学校施設などの整備

児童・生徒数の動向を見据え、学校施設などの増改築及び改修や維持補修を計画的に進めていきます。また、学校給食センターの施設・設備の改修や食器類の更新を進め、安全・安心な学校給食を提供します。

##### ②情報機器・学校図書館資料の整備・充実

学力を確かなものとするツールとして、コンピュータやタブレット端末などのICT<sup>\*1</sup>機器の整備を進め、効果的な活用を図るとともに学校図書室資料の充実を図ります。

#### (2) 確かな学力の定着を図る学校教育の推進

##### ①少人数授業の実施

少人数授業やティームティーチング<sup>\*2</sup>など「きめ細かな指導」を実施し、児童・生徒一人ひとりに指導が行き届くようにするため、マイタウンティーチャー<sup>\*3</sup>を増員します。

##### ②読書活動の充実

「吉岡町子ども読書活動推進計画」に基づき、各学校の読書活動と図書館利用が一層活発になるよう、図書館資料の充実を図るとともに、引き続き学校図書室司書補助員を配置します。また、吉岡町図書館と連携した事業を実施します。

##### ③福祉教育・環境教育の推進

社会福祉協議会や福祉施設、自治会などと連携し、ボランティア活動や福祉施設訪問・交流活動などの体験を通して、高齢者や障がいがある人への理解を深め、思いやりの心や共生のための方策を考えるなど、福祉教育を進めます。また、自然体験活動や環境美化や緑化活動に児童・生徒を積極的に参加させ、奉仕活動を大切にすることを学ばせるとともに、ごみの分別やリサイクルなどの身近な環境問題や地球規模での環境問題に関する理解を深め、限りある資源を大切にすることを育てます。

<sup>\*1</sup>ICT：Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。ITに「Communication（コミュニケーション）」を加えたICTの方が、国際的には定着している。

<sup>\*2</sup>ティームティーチング：複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。

<sup>\*3</sup>マイタウンティーチャー：小中学校における児童生徒の学習を補助する学習支援指導助手のこと。

#### **④外国語教育の推進**

A L T（外国語指導助手）を増員し、コミュニケーション能力の向上に資するとともに、小学校にもA L Tを配置し、必修化された外国語活動のスムーズな実施を図ります。

#### **⑤情報モラル教育の実施**

情報化社会に対応するため、児童・生徒にコンピュータやタブレット端末などを利用した情報取得手段を習得させ、適切に活用できる教育を進めます。また、情報モラル教育の徹底を図るとともに、保護者などへの啓発活動を推進します。

#### **⑥特別支援教育の充実**

障がいがある子どもに対して、幼児期から義務教育修了まで一貫した支援ができるよう、個別の教育ニーズに応じた適切な指導や支援を行い、保育所・認定こども園・幼稚園、小中学校、関係行政機関との連携会議を開催します。また、特別支援学級に学級指導員を配置するとともに、通級指導教室における支援を行います。

#### **⑦進路指導の充実**

児童・生徒が自らの将来を考え、適切な進路選択ができるよう職業体験や職業を考える出前講座など「キャリア教育<sup>\*1</sup>」の推進を図ります。

#### **⑧郷土学習の充実**

学校・家庭・地域社会の連携のもと、郷土の自然・歴史・文化・産業・地域活動などを学習する体験活動の充実を図ります。また、初めて社会科を学習する小学校3年生に郷土学習のための副読本を配布します。

#### **⑨吉岡町教育研究所活動の推進**

教職員の資質向上を図り、学力向上のための授業改善の研究や教育相談の理論と技法の修得などを進めるとともに、時宜に応じた課題について町立小中学校教職員の全体研修会などを実施します。

#### **⑩地域に開かれた学校づくり**

学校公開や学校施設の開放などを通じて、学校と家庭・地域社会の連携を進めます。また、P T A活動の活性化を図るとともに、保護者の学習機会や教育相談などを充実します。

### **(3) 豊かな心と健やかな身体を培う教育の推進**

#### **①基本的生活習慣の確立**

学校・家庭・地域社会と連携して、早寝早起き朝ごはんなど基本的生活習慣の確立を図り、学校保健充実のための条件整備と学校給食を通して食育教育の充実を図ります。

#### **②豊かな心と規範意識を身に付けた児童・生徒の育成**

道徳の時間をはじめ各教科の授業や特別活動など全ての教育活動を通じて、思いやりのある心・感動する心をもち、物事を自ら正しく判断・行動することのできる児童・生徒の育成をめざします。特に、児童・生徒が人権尊重の精神を身に付け、暴力などの非行やいじめを起こさない学校づくりに努めます。

<sup>\*1</sup>キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を育てる教育のこと。

### ③食育教育の推進

「吉岡町健康づくり計画」をふまえ、学校給食センターと学校・関係機関の連携を図り、児童・生徒及び保護者に対する啓発活動など食育教育を推進します。学校給食センターでは、衛生管理の徹底と安全・安心な食材・地場産食材の使用（地産地消）などに努め、おいしい給食を提供します。

### ④安全教育の推進

登下校時をはじめ生活のあらゆる場面で、自分の安全は自分で守るという意識を深め、必要な知識と技術を身に付けられるよう、交通安全・防犯・防災教育の充実を図ります。

## ■住民活動

### 【保護者の取組】

#### ◎家庭教育の充実

早寝早起き朝ごはんなどの基本的な生活習慣を確立させ、健康的な生活を身に付けさせるとともに、家事などの手伝いなどにより家族の一員としての役割意識をもたせるなど、家庭教育の充実を図ります。

#### ◎PTA活動や学校ボランティア活動への参加

PTA活動や学校ボランティア活動に積極的に参加するなど、学校の諸活動に協力するとともに、学校との意思疎通を深め、子どもの教育に活かします。

### 【町民の取組】

#### ◎学校ボランティア活動への協力

児童・生徒の体験活動の充実に向けて、地域学習やスポーツ指導、読書活動等の学校の特別活動や部活動などに協力します。

#### ◎安全な地域づくり

児童・生徒の登下校時の交通事故防止や安全確保のためのボランティア活動、遊び場の見守りなどに積極的に参加します。

## ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
A L T の人数（日本人を含む） ☆	人	3	4
マイタウンティーチャーの人数（A L T を含まない） ☆	人	12	15

## 2-3 青少年活動

### ■基本目標

青少年が町への関心と誇りをもち、遊びやスポーツ、様々な体験活動を通して人間力や社会力を高め、将来の家庭や職場、まちづくりを担えるよう、家庭・地域・行政が連携して青少年活動の活性化をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 青少年の自立支援

##### ①少年活動

集団遊びや野外活動、スポーツ・文化活動、職場体験・ボランティア体験、世代間交流活動など、自立へ向けた活動の支援を行います。

##### ②まちづくり活動などへの参加促進

まちづくり活動、ボランティア活動などへの青少年の参加を促進するとともに、リーダーの育成を図ります。

##### ③青少年の交流の支援

スポーツ・文化活動など青少年の地域グループ活動への参加を促進するとともに、青少年の集まり、地域行事やイベント、サークル活動・ボランティア活動など自主的な活動を支援します。また、次世代を担う町内の小学生を大自然あふれる友好都市北海道大樹町に派遣し、自然体験活動・社会体験活動・宿泊体験活動を通じて「生きる力」を育み青少年の健全育成を図ります。

#### (2) 青少年健全育成の推進

##### ①家庭教育の支援

子どもの成長段階に応じた、家庭教育の学習機会や相談体制の充実を図ります。

##### ②地域が支える健全育成

青少年健全育成会や自治会、青少年育成推進員、PTAによるあいさつ運動や声かけ運動、パトロール活動などを支援します。

##### ③環境浄化の推進

家庭・学校・地域の連携を図り、青少年の健全な育成に悪影響を与える違法広告や有害図書などを取り除く活動を推進します。

##### ④非行防止活動の推進

青少年からの相談体制の充実を図るため、家庭・学校・地域・関係機関や団体との連携を図り、非行防止講話の開催やスクールカウンセラーの活用などにより、青少年の非行の未然防止に努めます。

## ■住民活動

### 【青少年の取組】

#### ◎地域活動の推進

趣味・スポーツ等の地域クラブ・サークル活動や学習活動、様々なイベントなどに参加します。

### 【町民の取組】

#### ◎家庭教育の充実

礼儀作法や家庭行事、遊びや仕事、生活の体験、祭り等の地域活動やボランティア活動への参加など、各家庭で青少年の自立へ向けた教育を進めます。

#### ◎体験活動の推進

自然体験や職業体験、ボランティア体験、スポーツ、祭り、地域行事などの場と機会の充実を図ります。

#### ◎健全育成の推進

青少年健全育成会や自治会、青少年育成推進員、PTAなどが連携し、健全環境の整備や非行防止に取り組みます。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
子ども会への参加者数	人	1,641	1,700
少年スポーツクラブの種目数	種目	11	12
少年スポーツクラブ参加者数	人	336	350

## 2-4 生涯学習・社会教育

### ■基本目標

町民の多様な学習ニーズを把握し、ニーズに応じた学習機会の提供に努めるとともに、学習の成果が地域社会で活かされる方策を工夫します。また、様々な自主学習グループの育成と社会生活やまちづくり活動に役立つ学習講座の開設や図書館資料の充実と活用をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 地域社会の変化に対応する生涯学習・社会教育の推進

##### ①住民参加の学習講座の開設

地域住民の自主的学習活動として、地域人材の知識や技術を活かした講座を開設して地域住民の受講を募り、教えることや学ぶことを通して、生きがいを推進し、併せて学習機会の拡充と人材の育成活用を図ります。

##### ②子どもに関わる学習講座の開設

育児に関する学習機会や幼児・児童向けの学習機会の提供を行うため、少年教室の開設や地域人材を講師とした子ども講座、保健センターと連携した家庭教育講座などを実施します。

##### ③成人向け講座の開設

I C T化や高齢化などの社会の変化を背景とした住民ニーズに応える講座として、関係行政機関との連携を図りながら、教養や健康増進に関する講座、災害対策、環境問題、食育推進などの時宜に即した教室・講座を実施します。

##### ④町民の学習活動を支援する図書館サービスの充実

多様化する町民の学習活動を支援するため、住民ニーズを的確に把握し、図書館資料の充実を図るとともに、レファレンスサービス<sup>\*1</sup>や利用者に応じた図書館サービスに努め、読書の普及と図書館利用者の拡大を図ります。

##### ⑤文化センターホールの活用推進

ホール貸出と併せて、文化センター自主事業では、世代を問わず親しみやすいファミリー向け公演やミュージカル、古典芸能、歌謡コンサートなどの各種公演を開催することにより、舞台芸術の普及や伝統文化の継承・発展及び地域文化の醸成を図ります。

#### (2) 生涯学習推進体制の整備

##### ①文化センター施設・設備の改修・改善

文化センター施設大規模改修計画に基づき優先順位の高いものから計画的に改修を進めます。また、適切な維持・管理により、長寿命化を図ります。

<sup>\*1</sup>レファレンスサービス：図書館にある資料などを使って、司書が調べものや資料・情報探しのお手伝いをするサービスのこと。

## **②魅力的な企画と広報の充実**

子どもから高齢者まで各年代を対象にした魅力ある講座や教室などを企画し、生涯学習の年間プログラムを作成して広報「よしおか」や掲示板、パンフレット、町ホームページなどで広報を行い、参加を促進します。

## **③自主的な学習グループの育成**

生涯学習講座・教室・講演会などの参加者をもとに、自主的な学習グループの育成を図り、一定期間後は自主的活動への移行を促進します。

## **④出前講座などの充実**

文化・スポーツ団体などの指導者と連携し、自治会や学校などへの出前講座を充実し、生涯学習活動の裾野を広げます。

## **⑤図書館活動の充実**

図書館の充実を図るとともに、学校図書室や県内公立図書館と連携した図書貸出サービスや、図書館ボランティアの協力による読み聞かせなどの図書館活動の充実を図ります。

## **⑥障がい者や高齢者、子育て世代の学習活動の支援**

生涯学習ボランティアの協力を得て、障がい者や高齢者、子育て中の保護者の学習活動への参加を支援します。

## **⑦生涯学習ネットワークの整備・活用**

町内外の生涯学習関連施設のネットワーク化を図り、施設の相互活用やPRの充実を図ります。

# **(3) 人権教育の推進**

## **①人権教育に関する調査・研究の推進**

町民一人ひとりが、人権尊重の理念を正しく認識し、自身の課題として家庭教育、社会教育、学校教育の場面で積極的に取り組むよう、引き続き吉岡町人権教育推進協議会を設置し、人権教育の基本的事項について調査・研究・協議を行い、明るい町づくりを推進します。

## **②人権教育啓発資料の作成と学習機会の提供**

社会教育と学校教育の連携のもと、町民の人権意識・人権感覚の高揚をめざして、児童・生徒や町民に対する人権啓発資料を作成するとともに、町内の各保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校の協力を得ながら意見発表や学習できる機会を設け、人権尊重の精神の一層の普及を図ります。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎生涯学習活動の推進

生涯学習に参加するとともに、自主的な地域クラブ・サークル活動やまちづくり活動グループに移行し、学習内容の活用を図ります。

#### ◎生涯学習ボランティア活動の推進

趣味や専門知識・技術などを活かし、子どもの体験活動や図書館活動、生涯学習講師、イベントの実施など、生涯学習ボランティアとして協力します。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
講座・教室数	講座	52	45
講座・教室参加者数	人	882	850
文化センターホール利用者数	人	15,982	19,000
図書館の利用者数	人	43,341	45,000
町民 1 人あたりの図書館の本の貸出数	冊	2	3

## 2-5 文化・スポーツ

### ■基本目標

町の歴史・伝統文化の保全と活用を図るとともに、町民が生涯を通じて気軽に文化・芸術やスポーツ・レクリエーションを楽しみ、交流し、健康増進や体力の向上につながるよう、文化・スポーツ活動の活発なまちづくりを進めます。

### ■主要施策

#### (1) 伝統文化の保護と活用

##### ①文化財の保護

祖先が残した本町の古墳や城址、歴史的な建築物などの各種文化財、伝統行事や生活文化などの調査・研究・発掘を行うとともに、文化財事務所で整理・保存・展示を行います。

##### ②文化財の活用

学校教育や生涯学習等で活用するとともに、案内板の充実やパンフレットなどの発行、よしおか再発見ウォークなどによる町の知名度アップや観光資源としての文化財の活用を図ります。

#### (2) 芸術・文化の振興

##### ①鑑賞機会の充実

町民が身近に芸術・文化に親しむ拠点として、文化センターや公民館などの効率的な維持・管理、運営を図るとともに、音楽や芸術作品などの鑑賞機会を提供します。

##### ②芸術・文化活動の支援

芸術・文化のクラブ・サークルや町民の創作活動に対し、活動・発表の場や機会を提供します。

#### (3) 生涯スポーツの振興

##### ①スポーツ・レクリエーション活動の推進

各種競技団体や総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員会など、町民の自主的なスポーツ活動を支援するとともに、世代間交流、青少年交流につながる地域スポーツ・レクリエーション活動や健康づくりに向けた体を動かす遊びやウォーキング、健康体操などの生涯スポーツの普及を図ります。

##### ②スポーツ施設の整備・維持管理

町民のニーズに対応したスポーツ活動ができるようスポーツ施設の有効活用と管理・運営の効率化を図ります。また利用手続きの簡素化や施設・設備の効率的な維持・更新を図ります。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎文化財と伝統文化の保護と活用

文化財の調査・研究・保存や郷土芸能の保存・伝承などの活動を通し、郷土の歴史・文化への理解を深めます。

#### ◎文化・芸術活動の推進

優れた芸術・文化にふれるとともに、創作活動に参加しその成果を発表します。

#### ◎スポーツ・レクリエーション活動の推進

体を動かす遊びやスポーツのクラブ・サークル活動を楽しみ、スポーツ・レクリエーション活動を日常的に行います。また、各種スポーツ施設の管理・運営に協力します。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
芸術・文化団体数	団体	99	110
文化・芸術ボランティアガイドの人数	人	0	3
体育協会の種目数	種目	23	26

## 第3章 産業・雇用：活力ある産業と雇用のまち

町に活気のある産業が根付き、雇用の場が身近に確保できるよう、多様な地域資源を活かした地域産業の振興に総合的に取り組むとともに、交通網整備と連動した企業誘致を図ります。

### 3-1 農林業

#### ■基本目標

意欲的な担い手や農業生産法人の育成、優良農地の保全・整備、農地利用の集積と遊休農地の有効活用を図るとともに、農産物のブランド化や6次産業\*1化を促進し、都市近郊型農業をめざします。また、山林災害の防止や水源かん養、景観形成、観光など森林の公益的機能の維持をめざします。

#### ■主要施策

##### (1) 農業生産の振興

###### ①食育と農業体験の推進

食育や農業体験機会の充実を図り、子どもの頃から食や農業に対する関心を高めます。

###### ②意欲的な担い手の確保・育成

意欲的な後継者や新規就農者、農業生産法人など、次代の農業を担う農業経営者の確保・育成を図ります。

###### ③都市近郊型農業の振興

道の駅よしおか温泉・物産館かざぐるまなどでの農産物の販売、環境保全型農業や観光農業・体験農業の振興など、安全・安心な地産地消の農業の振興を図ります。

###### ④「吉岡ブランド」の立ち上げ

町内の農商工生産物に対し、関係諸団体と協議のうえ、一定の基準を設けた認証制度を立ち上げ、有利販売に結びつけるとともに生産者の意欲向上を図ります。

###### ⑤6次産業化に対する支援

町内の農産物を活用し、付加価値を高めた販売に結びつけるための取組を支援します。

###### ⑥地域特産物の販売促進等の支援

地域資源を見直すことにより、農業生産物の加工販売や農業生産体験等を観光化するなどの新たな取組によって、地域雇用を生み出すとともに、地域の求心力を高めていきます。

\*1 6次産業：農業生産者が生産（1次産業）・加工（2次産業）・流通販売（3次産業）を一体化（ $1 \times 2 \times 3 = 6$ ）した産業のこと。

### **⑦就農支援**

遊休農地の増加や農業後継者不足が深刻化していることから、消費地の近郊にあるという立地条件を活かした都市型農業の推進による農業の活性化を促進するため、若者・高齢者を問わず町内で新たに就農する人への支援の充実を図ります。

### **⑧畜産の振興**

住宅開発が進み、畜舎と住宅地の混在化が進むなか、畜産臭気対策など飼育環境の整備を促進するとともに、畜産農家と耕種<sup>\*1</sup>農家の連携による資源循環型農業の振興に努めます。

## **(2) 農地の保全・活用**

### **①優良農地の保全と利用集積**

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農地を確保するとともに、優良農地の利用集積を図ります。

### **②遊休農地の有効活用**

農地流動化対策に努め、新規作物の導入など、遊休農地の利活用対策を積極的に行い、農業生産環境と集落環境の維持、農業生産の維持に努めます。また、農業委員会が中心となり、認定農業者や農業に興味のある住民等と協働し、地域一体となって遊休農地の有効活用と就農支援に取り組みます。

## **(3) 森林の保全・活用**

### **①森林環境の保全と活用**

貴重な自然環境である森林を保全するため、民有林における伐採を支援するとともに、水源かん養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の分類で計画的な森林の活用を図ります。

### **②治山・林道施設などの整備**

治山林道事業などにより森林の適正管理を行い、山林災害の防止に努めます。

---

<sup>\*1</sup> 耕種：水稲、陸稲、麦類、雑穀豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物、桑の栽培を行う農業のこと。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎食育の推進

家庭や地域で食育を進め、家庭菜園や体験農業、道の駅よしおか温泉・物産館かざぐるまなどを通して、土に親しみ、生産者と交流し、健康で豊かな食生活を実現します。

#### ◎農林業体験機会の充実

地域で協力し、子どもたちの農林業体験機会の充実を図ります。

### 【農林業者の取組】

#### ◎食育と地産地消の推進

町民の食育や農林業体験などの取組に協力し、食と農の文化の継承を図るとともに、道の駅よしおか温泉・物産館かざぐるままでの販売など地産地消を推進します。

#### ◎都市近郊型農業の推進

後継者の確保・育成を図り、農産物の「吉岡ブランド」の立ち上げや6次産業化を進めます。

#### ◎農地の保全・活用

優良農地を保全・整備するとともに、遊休農地の有効活用を図り、田園景観・環境を保全します。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
認定農業者数	人	20	20
農業生産法人数	法人	1	3
遊休農地の面積	ha	14.8	10.0
新規就農者数 ☆	人	1	2

## 3-2 工業

### ■基本目標

広域交通網のさらなる充実と駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化などを図りながら、優良企業の誘致に努めるとともに、既存企業の経営革新や地域資源を活かした起業を支援し、地域産業の活性化をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 経営革新・起業の支援

##### ①経営革新の支援

県や大学、商工会などと連携し、町内企業の新商品開発や規模拡大、国や県の融資制度の情報提供、新規事業の立ち上げ、販路の拡大などの経営革新を支援します。

##### ②起業の支援

県や商工会などと連携し、「吉岡ブランド」の特産加工品の開発や新規起業を支援します。また、「吉岡町創業支援事業計画」に基づき、町内で新たに事業を起こす人に対して、オフィスの設置や資金等に関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

#### (2) 企業誘致の推進

##### ①企業誘致の受け皿づくり

空き工場や事業所跡地など事業適地の把握に努め、企業誘致の受け皿づくりを進めます。

##### ②企業誘致活動の推進

近隣の主要都市へのアクセスの良さ、災害の少なさなどの吉岡町の魅力をPRしながら情報収集に努め、計画的な土地利用に基づく企業誘致を進めます。

## ■住民活動

### 【事業者の取組】

#### ◎企業誘致活動への協力

遊休地・遊休施設の情報提供など、町の企業誘致活動に協力します。

### 【事業者の取組】

#### ◎起業の推進

研究会や異業種交流などに参加し、「吉岡ブランド」の新商品の開発・販売など、起業の取組を進めます。

#### ◎経営革新の推進

新商品開発や規模拡大、新規事業の立ち上げ、販路の拡大などの経営革新に取り組みます。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
誘致企業数	件／5年	0	3
工場適地の数	か所	0	1
商工会登録事業所数 ☆	事業所	508	515
起業件数 ☆	件	3	3
新規技術開発企業の発掘 ☆	件	未実施	1
新製品開発数 ☆	件	未実施	1

## 3-3 商業

### ■基本目標

町民生活を支える身近な商店の確保と駒寄スマートインターチェンジの東側のエリアへ商業系企業の計画的な誘導をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 地域商業の振興

##### ①生活密着型商店の振興

商工会の経営改善指導、融資、人材育成などを充実し、子どもや高齢者・障がい者が利用しやすい店づくり、地域資源を活用した新商品開発、商業イベントを通じた交流など、町民生活に密着した店づくりを促進します。

##### ②観光商業の振興

食育活動と連携し、野菜がたっぷり摂れる「おっきりこみ」を「吉岡ブランド」として磨きをかけ、観光客の町内立ち寄りを促進します。

#### (2) 商業地の計画的誘導

##### ①駒寄スマートインターチェンジを活かした商業系企業の誘致

駒寄スマートインターチェンジの東側のエリアは、町内において最も道路アクセス性が高く、集客性も良いと考えられるため、商業誘致エリアと位置づけ、既存店舗と一体となったまとまりのある商業地を形成していきます。

##### ②沿道立地型商業地等の形成

生活の利便性向上や町の持続的発展に資する店舗などの立地については、周辺環境と調和した沿道立地型商業地の形成に配慮します。また、町役場の周辺地域については、行政、文化施設の中心地であるタウンセンター<sup>\*1</sup>として、ふさわしい良好な住環境形成のため、生活の利便性向上に資する商業地の形成を促進します。

<sup>\*1</sup>タウンセンター：役場（政治・行政中心）・文化施設・商業施設などの集積する町の中心地のこと。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎地元消費と賑わいづくり

地元商店での購買に努めるとともに、商店と連携したイベントなど、賑わいのあるまちづくりを進めます。

### 【事業者の取組】

#### ◎地域に密着した店づくり

一人暮らし高齢者など、消費者に密着した商店の維持を図ります。

#### ◎魅力のある広域集客店づくり

魅力ある「吉岡ブランド」の新商品・料理・サービスの開発・販売を行うとともに、町民と連携したイベントなど、賑わいのあるまちづくりを進めます。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
吉岡ブランドの商品開発支援の数	点／5年	0	5
広域集客店づくり支援の数	件	0	10
商工会登録事業所数（再掲） ☆	事業所	508	515
起業件数（再掲） ☆	件	3	3

## 3-4 観光

### ■基本目標

キラリと輝くまちづくりに向けて、船尾滝等の豊かな自然、名物のおつきりこみ、環境学習に活かせる吉岡自然エネルギーパーク、三津屋古墳・南下古墳群など、各所の地域資源を活用した観光を推進し、「渋川～伊香保～吉岡観光トライアングル」の形成をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 食観光の推進

##### ①「おつきりこみ」などの名物料理化

他地域の名物である粉食文化などとも連携をとりながら、野菜たっぷりの郷土料理「おつきりこみ」などのPR・名物料理化を図ります。

##### ②土産品の開発

道の駅よしおか温泉・物産館かざぐるまを活かし、ぶどうやいちご、乾燥芋などの特産品を活用した6次産業化を見据えた商品開発を支援します。

##### ③体験観光の推進

伊香保温泉と連携し、観光農園を活かした体験観光の推進を図ります。

#### (2) 「渋川～伊香保～吉岡観光トライアングル」の形成

##### ①「伊香保街道」イメージアップ

地域づくり団体などと連携し、野田宿をはじめとした「伊香保街道」のイメージアップを図ります。

##### ②「渋川～伊香保～吉岡観光トライアングル」の形成

「渋川～伊香保～吉岡観光トライアングル」の形成を図るため、道の駅よしおかを東の玄関口として、また、駒寄スマートインターチェンジを南の玄関口として、PRを図ります。

##### ③観光情報提供の充実

テレビ・新聞での取材報道や町ホームページ、観光パンフレットなどにより、観光情報提供の充実を図ります。また、インバウンド<sup>\*1</sup>に対応した情報発信機能の強化を図ります。

##### ④道の駅「よしおか温泉」情報発信強化事業

道の駅「よしおか温泉」を東の玄関口として位置づけていることから、広域観光案内、防災及び地域情報の提供施設としてさらなる整備を図るとともに、地域特産品のPRの強化を図ります。

<sup>\*1</sup>インバウンド：外から入ってくる人の流れを意味し、ここでは外国人の訪日旅行の流れをいう。

### (3) 歴史・環境観光の推進

#### ①歴史文化観光の推進

観光ボランティアなどと連携し、日本で最も確実な八角墳とされる三津屋古墳や南下古墳群、伊香保街道の野田宿本陣や大久保宿養蚕農家群などの活用を図り、観光の魅力を高めます。

#### ②環境学習観光の推進

風力発電と小規模水力発電、太陽光発電施設が集中した「吉岡自然エネルギーパーク」を活用し、環境ボランティアによる環境学習観光の推進を図ります。

#### ③観光ボランティアの育成・連携

よしおか再発見ウォーク等により紹介し始めた町内の見どころを有効活用するために、よしおか再発見ウォークへのボランティアスタッフの導入を検討します。また、既存の文化団体との連携を図りながら、地域の語り部を観光ボランティアとして養成するための講座やワークショップを開催します。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎道の駅よしおか温泉・物産館かざぐるまへの商品提供

農産物の6次産業化など、魅力ある商品開発を進め、道の駅よしおか温泉・物産館かざぐるまの魅力を高めます。

#### ◎観光ボランティアへの参加

歴史・環境体験観光のボランティアガイドとして参加します。

#### ◎美しいまちづくり

野田宿の家並みなど地域ぐるみで魅力のある景観形成を進め、美しいまちづくりに取り組みます。

#### ◎観光情報の提供

インターネットで好みの店や場所の紹介を行うなど、観光客にお勧めの評価情報を提供します。

### 【事業者の取組】

#### ◎魅力ある料理と商品の開発

農林業と商工業が連携し、観光客が食事や買い物、体験に立ち寄りたくなる「吉岡ブランド」の魅力のある郷土料理「おっきりこみ」の提供や土産品の開発を進めます。

#### ◎心のこもったサービスの提供

接客研修などを通して、心のこもったサービスの提供に努めます。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
テレビでの放送回数	回	5	6
観光ボランティア数	人	0	3
「おっきりこみ」提供店数	軒	13	15

## 3-5 雇用

### ■基本目標

町のブランド力を高めるとともに、企業誘致や起業の支援などにより雇用の場の確保・創出に努め、若者や子育て中の女性、高齢者等の就業の支援の充実をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 雇用の創出

##### ①企業誘致の推進

関係機関と連携し、企業誘致への重点的な取組を進めます。

##### ②地域からの雇用創出

関係機関と連携し、地域企業の経営革新による雇用の増加を促進するとともに、観光商業の振興、福祉就業の場の拡大、NPO法人等の社会的企業づくりなど、地域からの雇用創出に努めます。また、町内に進出する事業者に対し、正規雇用を含めた地元住民の雇用促進等に関する働きかけを行います。

#### (2) 就職・再就職の支援

##### ①キャリア教育機会の提供

商工会等と連携し、若者や女性の再就職に向けた機会の提供に努めるとともに、渋川地区広域圏職業訓練センターの活用を促進します。

##### ②雇用情報・相談の充実

ハローワーク渋川や商工会と連携し、雇用情報の提供や就職相談の充実を図ります。

##### ③創業支援

「吉岡町創業支援事業計画」に基づき、町内で新たに事業を起こす人に対して、オフィスの設置や資金等に関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

## ■住民活動

### 【事業者の取組】

#### ◎雇用創出の推進

新製品の開発や新規事業への進出など、雇用創出に努めます。

#### ◎キャリア教育機会の提供

中高生の職業体験やインターンシップ<sup>\*1</sup>制度など、就業体験機会の提供に努めます。

#### ◎地元住民の雇用促進

正規雇用を含めた地元住民の雇用促進に努めます。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
誘致企業数（再掲）	件／5年	0	3
商工会の職業紹介件数	件	195	235
無料職業紹介センター事業による就職成立者数（商工会）	人	57	60

<sup>\*1</sup>インターンシップ：特定の職の経験を積むために、企業や組織において労働に従事している期間のこと。

## 第4章 自然・環境：魅力的な自然と環境のまち

美しい自然環境の中で、ゆとりと潤いのある快適な暮らしが将来にわたって持続できるよう、受け継がれてきた自然環境を守り、美しいまちの風景を守り育てるとともに、地域環境や地球環境の保全に取り組みます。

### 4-1 自然環境

#### ■基本目標

森林や河川、農地の保全と活用を図り、豊かな自然と都市環境が調和した住みやすい、魅力的なまちをめざします。

#### ■主要施策

##### (1) 自然保護活動の促進

###### ①環境学習の推進

町民の自然保護意識の醸成に向け、環境に関する様々な情報の提供とともに、自然体験学習や自然を活かしたレクリエーションやイベントなどの学習の機会と場を提供します。

###### ②環境ボランティア活動の促進

自治会やボランティア団体などと連携し、身近な里山等の自然保護活動や道路・河川等の美化活動、不法投棄の防止活動などのボランティア活動を促進します。

###### ③地域連携による環境保全

森林や河川の自然環境については、県や周辺市町村と連携した環境保全対策を推進します。

##### (2) 緑の保全

###### ①森林の保全と活用

船尾滝周辺を中心とした天然林の保全を図るとともに、町民の憩いの場や自然体験の場としての活用を図ります。人工林については、計画的な間伐など適正な維持・管理を促進し、水資源の確保や土砂災害などの防止を図ります。

###### ②農地の保全と活用

優良な農地の維持・保全に努めるとともに、遊休農地の有効活用を促進します。

##### (3) 水環境の保全

###### ①河川の水質の保全

公共下水道や合併処理浄化槽などの計画的な整備を推進するとともに、河川清掃や生活排水の汚濁防止、農薬や肥料の適正使用などを促進し、町内の河川の水質浄化に努めます。

## **②河川・貯水池の保全**

多自然型工法の採用など水辺の自然環境・景観に配慮しながら、県とともに河川の改修や護岸整備、また、老朽化している貯水池の計画的な保全を図ります。

## **③親水環境の整備**

環境学習や水遊びなどの親水空間として、河川敷や用水路などの水辺空間の活用を図るとともに、適切な管理を促進します。

---

## **■住民活動**

---

### **【町民の取組】**

#### **◎自然の保全**

森林の適切な維持・管理に努めるとともに、家庭排水の浄化など、自然環境への負荷の軽減を図ります。

#### **◎環境ボランティア活動の推進**

自然学習や自然とのふれあい活動を進め、河川や里山の保全・活用など自然環境保全活動を進めます。

### **【事業者の取組】**

#### **◎自然の保全**

自然と調和した開発、敷地内緑化の推進、排水処理の徹底、農薬や肥料の適正使用など、自然と調和した産業活動を推進します。

#### **◎環境ボランティア活動の推進**

河川の清掃活動などに取り組み、自然環境保全活動を進めます。

## 4 - 2 景観

### ■基本目標

榛名山や赤城山を望むなだらかな傾斜地に位置する吉岡町の豊かな田園景観の保全、野田宿等の歴史的町並みや建物の保全と創造、緑化運動を推進し、自然と調和した景観の形成をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 自然・歴史的景観の保全と回復

##### ①自然・田園景観の保全と回復

榛名山や河岸段丘の斜面林、河川等の水辺空間、自然と調和した田園景観など、豊かな自然の織りなす景観の保全を図るとともに、遊休農地の活用など、自然景観の保全、回復に努めます。

##### ②歴史的景観の保全と回復

野田宿や大久保宿、神社林や道祖神、巨樹や名木などの歴史的景観の保全、回復を支援します。

#### (2) 美しい都市景観の創造

##### ①花と緑のまちづくり

花と緑の美しいまちづくりを推進していくために、住民の緑化思想の普及啓発を図るとともに、住民参加による都市緑化の取組を推進します。

##### ②美しい都市景観の創造

町民や事業者の理解を得ながら、看板への配慮などにより、自然や周辺景観と調和した美しい景観の形成に努めます。

#### (3) 環境美化活動の推進

##### ①散乱ごみのないまちづくり

ごみのポイ捨て防止や持ち帰り運動を推進するとともに、各地区・団体等による道路や河川の一斉清掃など、環境美化活動を推進します。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎景観保全・形成活動への参加

自然景観の保全・回復と、地域景観をより魅力的にする景観形成活動に参加します。

#### ◎景観ボランティア活動の推進

都市緑化運動や道路・河川の一斉清掃活動など、景観ボランティア活動に参加します。

### 【事業者の取組】

#### ◎景観保全・形成活動への参加

自然や周辺景観と調和した美しいデザインの店舗や工場、看板への配慮、敷地内緑化や花植え、敷地周辺の清掃活動などを進めます。

#### ◎景観ボランティア活動の推進

都市緑化運動や道路・河川の一斉清掃活動など、景観ボランティア活動に参加します。

## 4 - 3 環境衛生

### ■基本目標

自治会や事業者などと連携し、ごみの減量化、資源ごみの回収、産業廃棄物の適正処理、不法投棄の防止等に取り組み、快適な生活環境のまちをめざします。

### ■主要施策

#### (1) 適正なごみ処理の推進

##### ① ごみの減量化・リサイクルの促進

ごみの4R<sup>\*1</sup>の意識改革を図り、マイバッグ・マイバスケットの活用、家庭での生ごみ処理、分別収集の徹底など、非資源化ごみの削減を図ります。

##### ② ごみ収集・処理体制の充実

吉岡町環境美化推進協議会等各関係団体と連携し、ごみ分別方法を周知徹底し、身近な環境問題や地球規模での環境問題に関する理解の促進を図ります。

##### ③ 産業廃棄物の適正処理の促進

産業廃棄物については、適正な処理が行われるよう監視及び指導を行います。

##### ④ 不法投棄の防止

県・警察や関係団体との連携により、看板の設置やパトロールの強化、町民による監視など不法投棄の防止に努めます。

#### (2) し尿・浄化槽汚泥の処理

##### ① し尿・浄化槽汚泥の処理

公共下水道や合併処理浄化槽への転換、また農業集落排水事業においては資源循環施設（炭化施設）により、発生汚泥を炭化し農地還元を図り、汚泥の減量化を図りながら、渋川地区広域市町村圏振興整備組合のし尿と浄化槽汚泥の収集・処理体制の維持を図ります。

<sup>\*1</sup>4R：リフューズ（ごみになるものを拒む）、リデュース（ごみの減量化）、リユース（資源の再利用）、リサイクル（資源の再生利用）の頭文字を用いた言葉のこと。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎ごみの減量化・リサイクルの促進

使い捨て商品の利用抑制、マイバッグ・マイバスケットの活用、不要品交換、生ごみ処理や堆肥化など、ごみの減量化を進めるとともに、ごみの分別の徹底と地域での資源ごみの回収に協力します。

#### ◎し尿・浄化槽汚泥の処理

公共下水道への接続や合併処理浄化槽を導入するなど、適切な生活排水処理を進めるとともに、浄化槽汚泥の適切な処理を行います。

### 【事業者の取組】

#### ◎ごみの減量化・リサイクルの促進

リサイクルしやすい商品の開発・製造・販売とともに、マイバッグ・マイバスケットの活用促進、簡易包装化などを進めます。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
1 人 1 日あたりのごみの排出量	g	969	850
ごみのリサイクル率	%	9.9	12.0

## 4-4 環境保全

### ■基本目標

学校・地域・事業所と連携し、環境情報や環境学習機会の充実、省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用、公害の防止などにより、持続的な発展が可能な、安全で快適な生活環境のまちをめざします。

### ■主要施策

#### (1) 地球温暖化の防止

##### ①温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化の防止に向け、地球温暖化防止対策実行計画の策定を検討し、町役場の業務で発生する温室効果ガスの排出量の削減を図ります。

##### ②省資源・省エネルギーの取組の促進

自転車・バス・電車利用による自動車利用の抑制、省エネ機器の利用や冷暖房温度の適正管理、施設の高断熱仕様化、地中熱の有効利用、地産地消によるフードマイレージ<sup>\*1</sup>の削減、森林の適正な維持・管理など、町民や事業者の省資源・省エネルギーの取組を促進します。

##### ③再生可能エネルギーの導入促進

「吉岡町再生可能エネルギービジョン」に基づき、太陽光発電、風力発電、マイクロ水力発電、地中熱利用やバイオマスエネルギー<sup>\*2</sup>、クリーンエネルギー自動車など、環境にやさしい再生可能エネルギーの利用を促進します。

#### (2) 公害の未然防止

##### ①公害の未然防止

工場等の水質汚濁や大気・土壌汚染、騒音・振動・悪臭などの公害を防止するため、関係機関と連携した調査・パトロールの実施など監視体制の強化を図るとともに、発生源となる事業所等に対する指導強化や進出工場との公害防止協定の締結など、公害の未然防止に努めます。また、万一、公害が発生した際は、関係機関等と連携し、迅速に対処します。

##### ②農業公害の防止

害虫などの発生源となる空き地や遊休農地の適正な管理・活用、農薬や肥料の適正使用、家畜糞尿による土壌・河川汚濁の防止や悪臭防止などを促進します。

##### ③苦情相談・処理体制の充実

近隣騒音や悪臭などの生活型公害を防止するため、規制値などの周知を図るとともに、苦情相談・処理体制の充実を図ります。

<sup>\*1</sup> フードマイレージ：食物の輸送距離。重量×距離（トン・キロなど）で表す。

<sup>\*2</sup> バイオマスエネルギー：木材や生ごみ、家畜糞尿などの生物資源の熱やメタンガス等のエネルギーのこと。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎地球温暖化防止対策の推進

省資源・省エネルギーの推進、自動車の使用抑制、再生可能エネルギーの活用など環境への負荷の少ない生活を心掛け、温室効果ガスの削減に努めます。

#### ◎生活公害の防止

近隣騒音や悪臭など、公害の発生防止に努めます。

### 【事業者の取組】

#### ◎地球温暖化防止対策の推進

省資源・省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用、環境にやさしい商品の開発・製造・販売などを進めます。

#### ◎公害の未然防止

工場排水や排気ガスなどの総量の抑制、廃棄物の発生抑制と適正処理を行います。また、農薬や肥料の適正使用など、環境保全型農業を推進します。

## 4-5 上水道

### ■基本目標

安全でおいしい水を安定して供給するため、水道施設の計画的な整備・更新、健全な事業運営をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 水道施設の整備

##### ①水道施設の整備

老朽管の更新を重点的に行っていくとともに、施設の安全性、維持管理の質的向上を図りながら、水道事業計画に基づいた施設整備・更新を進めます。

##### ②災害時の給水体制の確保

近隣市町村との連携を図りながら、災害時の給水体制の確保を図ります。

#### (2) 健全な事業運営

##### ①健全な事業運営

水道事業の健全経営のため、経費の削減や事務の効率化などに努めるとともに、水道料金の適切な設定を行います。

### ■住民活動

#### 【町民・事業者の取組】

##### ◎水道事業への協力

節水に努めるとともに、水道料金の滞納をなくします。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
上水道普及率	%	99.9	100.0
上水道の有収率	%	85.8	87.8

## 4-6 下水道・河川

### ■基本目標

公共下水道と農業集落排水、合併処理浄化槽事業の効率的な整備を行い、汚水処理率の向上に努め、河川の汚濁防止と快適な居住環境の確保をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 公共下水道・農業集落排水施設の整備・活用

##### ①下水道施設の整備

公共下水道と農業集落排水施設の計画区域内については、計画的な施設整備・維持管理を進めるとともに、下水道管への接続とトイレの水洗化を促進します。

##### ②下水道事業の健全運営

事務・事業の効率化を図り、健全な下水道事業の運営を行います。

#### (2) 合併処理浄化槽の設置と維持管理

##### ①合併処理浄化槽の設置と維持管理

公共下水道と農業集落排水施設の計画地域外では、合併処理浄化槽の設置と適正な維持・管理を促進します。

### ■住民活動

#### 【町民・事業者の取組】

##### ◎下水道の整備と維持管理

公共下水道や農業集落排水施設の区域では、下水道への接続と水洗化を図り、その他の区域では合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理を行います。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
公共下水道の整備率	%	78.7	95.0
合併処理浄化槽設置数	基	712	844

## 第5章 安全・便利：住みよい安全で便利なまち

町民が安全・便利に生活できるよう、町民や事業所と連携し、火災や災害、交通事故、消費者被害などに対して安全なまちづくりを進めるとともに、計画的な土地利用と市街化、町民生活を支える道路網や公共交通網、情報網の確保に努めます。

### 5-1 消防・救急

#### ■基本目標

火災予防の一層の充実とともに、消防団など自主防火組織の活性化や救急・救助体制の充実など、安全・安心の町をめざします。

#### ■主要施策

##### (1) 火災予防の推進

###### ①防火意識の高揚

町民の防火意識の高揚を図るため、イベントや研修会、消防訓練、一人暮らし高齢者宅の防火診断などを通し、防火意識の普及啓発、広報活動に努めるとともに、住宅用火災警報器の普及を図ります。

###### ②防火管理体制の推進

火災を未然に防止するため、火災予防に対する周知、啓発や自主防災組織の初期消火訓練を促進します。

##### (2) 地域消防力の強化

###### ①消防水利の充実

防火水槽や消火栓の適正配置に努めるとともに、老朽施設の改修や改善を図ります。

###### ②消防施設や資機材の充実

消防自動車や消防資機材の計画的な整備・更新を行います。

###### ③消防団の充実

昼間に活動できる消防団員の確保を図るとともに、団員の知識や技術の向上に努めます。

###### ④自主消防体制の充実

女性防火クラブや自主防災組織などの活性化を図り、消防団との連携、消火活動への協力など、初期消火体制の充実を図ります。

### (3) 救急・救助体制の充実

#### ① 応急手当・救命手当体制の強化

町民に対する応急手当・救命手当の普及に向けて、救命講習会などの充実と周知を図るとともに、公共・公益施設への自動体外式除細動器（AED）の設置と周知を図ります。

## ■ 住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎ 初期消火・救命手当の体制づくり

住宅用火災警報器を設置するとともに、消火訓練や救命講習会などに参加し、初期消火や応急手当・救命手当を行えるようにします。

#### ◎ 地域消防活動への参加

消防団や自主防火組織に参加し、消防に関する知識や技術の向上に努めるとともに、初期消火や避難の体制づくりを行います。

### 【事業者の取組】

#### ◎ 消防団活動への協力

消防団活動へ参加しやすい職場環境づくりに協力するとともに、従業員の消防団活動への参加を促進します。

## ■ 数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
消防団員数	人	106	128 (定員)
防火水槽数	基	108	108
応急手当・救命手当講習会参加者	人	41	200
自動体外式除細動器 (AED) 設置数	台	16	20

## 5-2 防災

### ■基本目標

「吉岡町地域防災計画」に基づく防災体制、災害予防・減災体制の一層の強化を図るとともに、「自助・共助・公助」の精神のもとに、自主防災組織の育成、災害時要援護者対策の確立など、災害に強い町をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 自主防災体制の確立

##### ①自主防災組織の組織化

自主防災組織による活動を支援するとともに、講習会などを実施し、防災知識の習得や普及を図ります。

##### ②防災マニュアルの作成

「吉岡町地域防災計画」に基づき、災害発生時から段階的に防災本部と自主防災組織の行動計画を盛り込んだ「防災マニュアル」を作成し、災害時の被害状況の把握、避難・救助活動、関係機関との連絡、復旧などの円滑な遂行に努めます。

##### ③地域防災活動への支援

災害等に迅速に対応するため、老朽化している防災無線や戸別受信機のデジタル化を図り、防災機能の充実を促進します。

##### ④家庭防災・減災の推進

災害等による被害を最小限に抑えるため、耐震診断や改修による安全な家づくりを支援するとともに、各家庭での避難体制の確認、防災用品の確保などを促進します。また、周辺の生活環境に悪影響を与えることが懸念される「問題のある空き家」について実態を調査し、必要な措置を講じます。

#### (2) 防災基盤の整備

##### ①土砂災害や水害の予防・減災

土砂災害や水害による被害を最小限に抑えるため、森林や農地の保全・育成に努め、保水力の向上を図ります。また、自然生態や地域景観に配慮し、関係機関と調整しながら、河川・水路・ため池の改修整備を図ります。

##### ②災害危険箇所などの整備と周知

土石流危険渓流や地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の災害防止対策を県に要請するとともに、防災マップ等により町民に周知を図り、町民の避難体制を整備します。また、道路や橋梁、河川や貯水池の改修など防災・減災対策を進めます。

### ③避難場所の確保

地震や土砂災害・水害などの大規模災害に対し、避難所となる施設の耐震化を図るとともに、一時避難場所となる公園緑地などの整備を進めます。また、「吉岡町災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、地域における支援体制の強化や各種福祉施設・医療機関との協定により、福祉避難所\*1の指定を行います。

### ④災害資機材の確保

救助・応急復旧活動などに必要な災害資機材の充実と防災用品の備蓄の充実を図ります。

## (3) 危機管理体制の確立

### ①危機管理体制の確立

各種災害等に対応する業務継続計画の策定を進めるとともに、武力攻撃などの有事の際には「吉岡町国民保護計画」に基づき、災害対策本部を中心に警報の伝達、避難・救援の指示、応急措置、町民生活の安定と応急復旧などを実施します。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎家庭防災・減災の推進

安全な家づくり、緊急時の対応、避難体制の確認、食料や水・生活必需品の常備、家具の固定などに努めます。

#### ◎地域防災の推進

自主防災組織に参加し、災害時要援護者の安否確認、初期消火や救助・避難の体制づくりを行います。

### 【事業者の取組】

#### ◎防災の推進

施設の耐震化・不燃化など防災・防火対策を充実するとともに、地域の自主防災活動に協力します。

## ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
自主防災組織数	団体	9	13
自主防災組織の実施する防災活動支援件数 ☆	件	7	13
福祉避難所施設数	施設数	2	2

\*1 福祉避難所：介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

## 5-3 交通安全・防犯

### ■基本目標

「自らの安全は自ら守る」「地域で共に守る」という意識の高揚と知識の取得を図るとともに、道路・防犯環境を整備し、交通事故や犯罪のない安全・安心の町をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 交通安全対策の充実

##### ①交通安全の啓発

保育所・認定こども園・幼稚園、学校、自治会、老人クラブ、職場、広報「よしおか」などを通じて、実践的な交通安全運動を推進し、「自らの命は自ら守る」という交通安全知識の普及を図ります。

##### ②道路交通の安全性確保

交通事故分析や自治会等からの要望に基づき、交通安全上危険な箇所を優先し、道路の改良を進めます。

##### ③交通安全施設の整備

交通事故分析と町民の要望に基づき、計画的に信号機・道路標識を要望し、ガードレール、道路照明灯、カーブミラー、グリーンベルトなどの交通安全施設等の整備を図ります。

#### (2) 防犯対策の充実

##### ①防犯教育の充実

保育所・認定こども園・幼稚園、学校、自治会、老人クラブ、職場、広報「よしおか」などを通じて、防犯教育を進め、「自らの安全は自ら守る」意識の高揚を図る中で、犯罪から生命・財産を守る知識の取得を図ります。

##### ②防犯活動の推進

防犯委員や青少年育成推進員によるパトロール活動、地域ぐるみでの見守り活動など、自主防犯活動の推進を図ります。また、児童の帰宅時等の安全を確保するため、放課後に見守りパトロールを実施します。

##### ③防犯環境の整備

通学路における防犯灯の整備や防犯カメラの設置、「子ども安全協力の家」の拡充など、防犯環境の整備を進めます。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎交通安全・防犯意識の向上

交通安全教室や防犯教室などに積極的に参加し、交通安全・防犯意識の向上を図り、交通事故・犯罪被害から身を守ります。

#### ◎交通安全・防犯活動の推進

地域における交通安全・防犯活動に参加し、交通事故や犯罪のないまちづくりを進めます。

### 【事業者の取組】

#### ◎交通安全・防犯意識の向上

飲酒運転や過積載運行の防止、車両整備の徹底、防犯・警備体制の徹底などを図り、交通事故や犯罪被害の防止に努めます。

#### ◎交通安全・防犯活動の推進

地域の交通安全活動や防犯活動に協力します。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
交通事故発生件数	件	172	150
交通安全教室開催数	回	8	20
犯罪件数	件	142	100
防犯灯設置基数	基	973	1,200
「子ども安全協力の家」の件数	か所	114	120

## 5-4 消費安全

### ■基本目標

群馬県消費生活センターと連携し、相談体制の充実を図るとともに、意識啓発を進め、安心して消費生活を送れるまちをめざします。

### ■主要施策

#### (1) 相談指導体制と啓発活動の充実

##### ①相談指導体制の充実

消費者保護のため、群馬県消費生活センターなどの関係機関と連携し、消費生活の相談指導体制の整備を図り、消費者被害の防止と回復を支援します。

##### ②消費者意識の高揚

多様化する消費者問題に対応し、広報「よしおか」やパンフレットなどにより、商品の安全性や様々な消費者トラブル、健康や環境に与える影響などについて、具体的な被害事例や予防策などの情報を提供します。

#### (2) 消費者活動の促進

##### ①消費者活動の促進

消費者トラブルについての学習会など、消費者の自主的な活動を促進します。

### ■住民活動

#### 【町民の取組】

##### ◎消費者意識の向上

商品や消費者トラブルなどについての学習に努め、被害に遭わないようにするとともに、トラブルの際には速やかに町や消費生活センターなどへ相談し、被害の拡大を防止します。

#### 【事業者の取組】

##### ◎消費者活動の推進

関係法を順守し、安全で安心な商品・サービスを提供するとともに、苦情受付・処理体制の充実に努めます。

## 5-5 土地利用

### ■基本目標

無秩序な市街化を抑制し、豊かな自然・田園環境との調和を図りながら、あらゆる世代が暮らしやすい少子高齢化に対応したまとまりのある土地利用をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 計画的な土地利用の推進

##### ①土地利用計画に沿ったまちづくり

「第5次吉岡町総合計画」、「吉岡町都市計画マスタープラン」、「吉岡町農業振興地域計画」で定める土地利用構想・土地利用計画に基づき、自然的・農業的土地利用と都市的土地利用の調整のとれた計画的なまちづくりを進めます。

##### ②土地利用の規制・誘導

市街地のまとまりをつくり、全ての世代が暮らしやすいまちをめざすため、土地利用の規制・誘導について検討します。

##### ③計画的な公共用地の確保

需要予測に基づき、公共用地の先行取得や代替地の取得を検討します。

##### ④地籍調査事業の推進

境界紛争の未然防止、土地取引の円滑化、災害復旧の円滑化、課税の適正化、公共事業の効率化などに資するため、事業の推進を図ります。

#### (2) 自然的・農業的土地利用の方向性

##### ①森林の保全

水源かん養、土砂災害や水害の防止など、森林の多様な公益的機能を維持するため、保安林をはじめ森林の保全を図ります。

##### ②優良農地の保全

まとまった面積の優良な農地の保全に努めます。また、遊休農地対策や農地流動化事業などを通じて耕作意欲のある農業者へ農地の集積を図るとともに、必要に応じて、「吉岡町農業振興地域整備計画」の見直しを行います。

##### ③遊休農地の活用

農業委員会が中心となり、認定農業者や農業に興味のある住民等と協働し、地域一体となって遊休農地等の有効活用と就農支援に取り組みます。

### (3) 都市的土地利用の方向性

#### ①住宅地の「まとまり」の形成

住宅地の無秩序な拡大や土地利用の混在を防ぎ、まとまりのある魅力的な住環境の形成を図ります。また、まちづくりの観点から長期的課題としてJR上越線新駅の設置を検討します。

#### ②計画的な産業用地の確保

企業誘致活動と並行して、工場適地の調査・選定を検討するとともに、広域幹線道路や駒寄スマートインターチェンジ周辺において、新産業用地の計画的な確保を図ります。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎土地の保全と有効活用

貴重な自然や優良農地の保全、遊休農地の有効活用などに努めます。

#### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
遊休農地の面積(再掲)	ha	14.8	10.0
工場適地の数(再掲)	か所	0	1
用途地域の面積	ha	91.2	130.0

## 5－6 市街地

### ■基本目標

市街地の無秩序な拡大を防ぎつつ、賑わいや活力を生み出す拠点を形成するとともに、必要な都市機能や公共サービスが揃った市街地のまとまりの形成をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 活気のあるタウンセンターづくり

##### ①活気のあるタウンセンターづくり

町役場周辺の地域については、公共施設の集積を図り、行政サービスや町民の生活・文化、交流、公共交通の拠点となる活気のあるタウンセンターづくりを推進します。

#### (2) 魅力的な市街地の整備

##### ①美しい町並み景観の形成

落ち着きや潤いのある住宅地景観の形成に努めるとともに、商業地や工業地においては、看板の配慮や緑化により自然と調和した美しい町並み景観の形成に努めます。

##### ②ユニバーサルデザインのまちづくり

生活道路や歩道の整備、公共施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者、子育て世代などに配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

### ■住民活動

#### 【町民の取組】

##### ◎魅力的な市街地づくり

美しい庭づくりや家づくり、交流活動への参加など魅力と活気のある市街地づくりに努めます。

## 5-7 住宅

### ■基本目標

既存町営住宅の修繕などを進め、若者や住宅取得層、退職者などの定住と、高齢者が安心して暮らせる住宅づくりをめざします。

### ■主要施策

#### (1) 公営住宅の充実

##### ①町営住宅管理の適正化

町営住宅の計画的な修繕とともに、子育て世代や高齢者・障がい者に配慮した改築・改修や整備を進めます。

#### (2) 誰もが住みやすい家づくり

##### ①高齢者・障がい者が住みやすい家づくり

福祉や医療と連携し、高齢者や障がい者が生活しやすい、火災や大規模災害に対して安全な住宅づくりに向けて、耐震化への支援、情報提供や相談体制の整備、住宅改造の融資・助成制度の活用などの支援、住宅用火災警報器の設置促進などを行います。

##### ②環境にやさしい家づくり

住宅用太陽光発電システムの普及を進めるとともに、環境、気候風土や景観と調和した住宅の整備を促進します。

### ■住民活動

#### 【町民の取組】

##### ◎魅力的な住宅地開発

高齢者が安心して過ごすことのできる環境や景観に配慮した家づくり、住宅の耐震化などに努めます。

#### 【事業者の取組】

##### ◎魅力的な住宅地開発

住宅地開発や住宅建築にあたっては、周囲の自然環境や景観などとの調和、地元材活用、バリアフリー化、省エネルギー化などを進めます。

## 5-8 公園・広場・緑地

### ■基本目標

子どもの遊びや町民の交流・健康づくりの場となり、歴史文化を伝え、観光・レクリエーション・スポーツの拠点となる公園・広場・緑地の充実をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 公園の整備と魅力化

##### ①公園の整備

住民広場や(仮称)南下城山防災公園、(仮称)午王頭川親水公園などの計画的な整備を図ります。また、子育て世帯を中心に身近な公園の整備を求める声が多いことから、計画的な公園整備を進めます。

##### ②公園の魅力化

吉岡自然エネルギーパークや緑地運動公園の利用促進に向けて、PRやイベントの開催などに努めるとともに、パークゴルフの全国大会の開催などを見据えた整備を図ります。また、既存の公園についても、八幡山公園グラウンドの拡張や緑の木陰づくり、トイレ・ベンチ・遊具の設置などの再整備を行います。

##### ③公園管理の充実

地域住民による公園・広場・緑地の維持・管理や清掃を促進します。

#### (2) 花と緑のまちづくり

##### ①緑化の推進

花と緑の美しいまちづくりを推進していくため、住民の緑化思想の普及啓発を図るとともに住民参加による都市緑化の取組を推進します。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎花と緑のまちづくり

敷地内緑化、花壇づくりなどを行うとともに、地域住民による公園・広場・緑地の維持・管理や清掃など魅力的な地域づくりを進めます。

### 【事業者の取組】

#### ◎花と緑のまちづくり

敷地内緑化、花壇の整備など、花と緑のまちづくりに協力します。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
公園・広場数	か所	28	29

## 5-9 道路・交通

### ■基本目標

駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化と接続道路網や広域幹線道路、町民の暮らしに密着した生活道路網の計画的な整備を推進するとともに、車を運転しない高齢者や学生などの買い物や通院、通学といった日常生活の利便性向上のため、公共交通の充実を図り、便利で安全なまちづくりをめざします。

### ■主要施策

#### (1) 道路交通

##### ①幹線道路の整備

利便性と安全性の向上に向けて、幹線道路等の早期整備を県に要望するとともに、道路危険箇所の改良、歩道の新設・拡幅、交通安全施設の整備を図ります。

##### ②生活道路の整備・維持管理

都市計画道路の整備を促進し、道路交通のネットワーク化を図るとともに、町道については、交通事故防止など緊急度を総合的に勘案し、計画的な整備と維持管理に努めます。

##### ③安全性・快適性の向上

公共施設周辺や通学路などを中心に、歩道や交通安全施設、道路のバリアフリー化など、安全で快適な道路づくりを進めます。

##### ④駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化

広域交流や観光の活性化、新産業の立地に向けて、関越自動車道の駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化を促進します。

##### ⑤道路景観・環境の向上

道路緑化を進めるとともに、町民による道路清掃やフラワーロードづくりなど、町民による道路環境向上の取組を促進します。

#### (2) 公共交通

##### ①鉄道利用者の利便性向上

既存駅である群馬総社駅・八木原駅の有効活用の観点から、駅のアクセス性の向上と駅周辺整備について、関係市町村と連携を図りながら進めていきます。

##### ②バス利用者の利便性の向上

公共交通空白地域・不便地域の解消と町民のスムーズな移動の確保をめざし、グループタクシー<sup>\*1</sup>や巡回バスなどの運行により、公共交通の利便性の向上を図ります。

<sup>\*1</sup> タクシーの共同利用のための施策の1つ（本町は、平成25年度に実証実験を実施）

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎道路美化への協力とコミュニティ交通の確保

地域住民による生活道路の維持・管理や清掃など、道路の景観・環境の向上を進めるとともに、鉄道・バスを積極的に利用し、バス交通などコミュニティ交通の維持・確保に取り組みます。

### 【事業者の取組】

#### ◎道路美化への協力

道路環境の向上を図るため、敷地前の道路美化などに取り組みます。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
町道の舗装率	%	74.0	76.0
町道の改良率	%	69.7	71.0
歩道の総延長距離	m	17,844	18,500
バス利用促進敬老割引カード発売枚数	枚	84	100
吉岡町運行委託路線乗車人員	延人	94,833	100,000
公共交通利便性向上に関する実証実験等取組事業数（種類累計数） ☆	事業	未実施	3

## 5-10 地域情報化

### ■基本目標

行政情報化により、町民サービスの向上と行政事務の効率化をめざすとともに、インターネットを利用した住民活動や産業活動の活発なまちをめざします。

### ■主要施策

#### (1) 行政情報化の推進

##### ①行政情報サービスの充実

町ホームページのリニューアル等に取り組み、町の魅力や情報の発信の強化を進めます。

##### ②行政情報化による効率化

情報セキュリティ対策と個人情報保護に努めながら、行政事務の効率化の推進及び費用削減効果の高い各種行政情報システムの導入を図ります。

#### (2) 地域情報化の促進

##### ①まちづくり情報の発信

町民の情報活用の活性化に向けて、ICT利活用のための様々なコンテンツの充実を図り、多くの方が情報を受発信できるよう支援します。

### ■住民活動

#### 【町民の取組】

##### ◎まちづくり情報の発信

ICT利活用を進め、まちづくり活動の情報発信を進めます。

#### 【事業者の取組】

##### ◎地域産業の情報化

魅力的なホームページにより新商品やサービスの紹介などを充実するとともに、インターネット販売など、地域産業の情報発信を進めます。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
町ホームページ年間閲覧数 ☆	延件	141,481	160,000

## 第6章 町民・行政：町民と行政が協働するまち

住民活動が活発な、町民と行政の協働による元気なまちをめざし、住民活動の活発化、人権尊重のまちづくり、男女共同参画の推進、広域・国際交流の推進を図るとともに、公共サービスや公共施設管理の役割分野の見直し、行政運営の透明化と効率化、計画的な財政運営と自主財源の確保、広域行政の推進などを図ります。

### 6-1 住民活動

#### ■基本目標

町民が吉岡町を知る機会を充実させるとともに、各地区での自治会活動、地域の見守り活動をはじめとした助け合い活動やボランティア活動など、住民主体のまちづくり活動を積極的に推進し、町民と行政、議会が連携・協働するまちづくりをめざします。

#### ■主要施策

##### (1) 住民活動の推進

###### ①自治会活動の促進

自治会の自主的な取組による地域に根ざす活動を支援し、地域の特色を活かした魅力あふれる地域づくりを推進します。

###### ②ボランティア活動の促進

町内のボランティア団体やNPO法人などと連携するとともに、新たな組織の立ち上げの支援を行い、地域福祉、防災、環境美化、青少年の応援など、町民同士で助け合う活動を促進します。

###### ③まちづくり活動の促進

町の歴史・自然・風景などの地域資源を活かしたまちづくり活動を支援します。

###### ④住民活動の支援

住民ニーズを把握しながら、優れた取組の紹介や学習・体験・相互交流機会の充実、集会場の整備の支援、提案方式による町民活動への補助、指導者の育成など、住民活動の支援を充実します。

##### (2) 情報の共有化

###### ①情報提供の充実

町民が求めている行政情報を、迅速かつわかりやすく提供するために、広報「よしおか」や町ホームページのさらなる充実に努めます。

###### ②地域情報の受発信の支援

より多くの人インターネットを活用して生活や地域活動に役立つ情報を受発信できるよう、学習機会の提供などに努めます。

### ③情報公開の推進

情報公開制度の円滑な運用を図るとともに、個人情報を保護しながら、議会、各種委員会、審議会、行政施策・事業などの内容の公開に努めます。

## (3) 住民参加の推進

### ①住民参加意識の高揚

住民参加のまちづくりを進めるため、互いの役割分担の見直しを行い、町民の自主的な参加意識の高揚を図ります。

### ②参加機会の拡充

様々な町民の声を各種計画づくりや行政評価、条例づくり、各施策・事業などに反映させるため、審議会、委員会、懇談会、ワークショップ、提案制度やパブリックコメント制度の活用、公募委員の拡大など、町政への参画機会の拡充を図ります。

### ③町民対話の推進

町政に対する幅広い理解を得るとともに、町民がもつ情報や提案などを町政に反映するため、町民と対話をする機会の充実に努めます。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎地域活動の推進

自治会活動やテーマ別のボランティア活動、まちづくり活動への参加機会を活かし、地域住民の絆を深められるよう心掛けます。

#### ◎町政への参画

公募委員への応募、ワークショップや懇談会に対し積極的に参画します。

### 【事業者の取組】

#### ◎地域活動の推進

地域の一員として、事業者のノウハウを活用し、地域活動への参加を心掛けます。

#### ◎町政への参画

産業振興や福祉、教育など、専門的な立場からまちづくり活動に対し積極的に参画します。

## ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
町へ登録しているボランティア団体数	団体	12	15
附属機関等の公募委員の割合	%	0.8	5.0
自治会による地域づくり振興事業補助金を活用した事業の参加者数 ☆	人	4,332	6,500
自治会に対する地域活動啓発事業数 ☆	回	未実施	1

## 6-2 人権尊重

### ■基本目標

一人ひとりが自尊意識や人権意識を高め、人権を守る力を身に付けるとともに、人権や生命を尊重する、差別やいじめ、虐待などのないまちをめざします。

### ■主要施策

#### (1) 人権教育・啓発の充実

##### ①人権意識の高揚

基本的人権の尊重の理念に基づき、家庭教育、学校教育、社会教育などとの連携を図り、人権教育・啓発の総合的な取組を進め、差別やいじめ・虐待などを許さない、人権感覚の豊かな人間を育てる人権教育を推進します。

##### ②人権教育・啓発の工夫

多数の町民が参加のできる機会を設け、効果的な人権教育・啓発に努めます。

#### (2) 人権尊重社会の実現

##### ①自殺の防止

家族や地域、職場、医師などと連携し、身近なところで相談や支援が受けられるネットワークづくりに努めます。

##### ②児童虐待の防止

児童虐待の防止に向け、保育所・認定こども園・幼稚園、小中学校、家庭、地域と民生委員・児童委員などが連携し、相談や保護対策の充実を図ります。

##### ③いじめやひきこもりの防止

いじめやひきこもりのない学校や職場、地域社会をめざし、いじめやひきこもりに悩む人に対し、相談・支援体制の充実に努めます。

##### ④DVや性的嫌がらせの防止

DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人などからの暴力）、職場や地域での性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待などを防止するため、関係機関と連携し、事業所や町民への啓発と相談・保護支援体制の充実に努めます。

##### ⑤人権擁護の体制づくり

差別問題やいじめ、ひきこもり、児童虐待やDVなどに速やかに対応・解決できるよう、町や関係機関との相談体制の充実と連携の強化を図ります。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎人権学習の推進

家庭や学校、職場、地域において、相手の人権を尊重する人権学習を進めます。

#### ◎人権擁護の推進

差別やいじめ、虐待などの人権侵害を見逃さず、友達や家族、大人たちに相談できる環境づくりを進めます。

### 【事業者の取組】

#### ◎人権擁護の推進

職場における自殺や差別、いじめなどの防止に努めます。

## 6-3 男女共同参画

### ■基本目標

男女が性別にとらわれることなく、仕事や家庭生活、地域活動などに平等・対等に参画できる社会の実現をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 男女共同参画意識の高揚

##### ①男女共同参画計画の策定

男女共同参画社会に向けた取組を計画的に推進するため、町民と連携・協力し、男女共同参画計画を策定します。

計画策定にあたり、固定的な性別役割分担の慣習・慣行の見直しなど、男女が対等な構成員として参加・参画できる地域社会づくりを促進するとともに、各種委員会などにおいて女性委員を積極的に任命し、政策検討の場への女性の参画を促進します。

#### (2) 男女共同参画の促進

##### ①女性の就業の支援

女性の社会的・職業的な能力向上を推進し、女性の再就職や起業などを支援します。また、町では、女性の幹部職員への登用を図ります。

##### ②子育てや高齢者介護の充実

男女が共に、家事や子育て、介護を担えるよう、子育てや高齢者介護の支援体制の充実とともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を促進します。

## ■住民活動

### 【事業者の取組】

#### ◎女性の就業の支援

男女の均等な雇用機会と待遇の確保に努めるとともに、職場での性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）の防止を徹底します。

#### ◎仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

男性を含めた育児休業制度や介護休業制度の利用促進、結婚退職や出産退職の防止、育児期間の残業の見直しなど、子育てできる職場環境の整備を図ります。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
附属機関等の女性委員の割合	%	16.6	30.0
町管理職の女性比	%	4.0	18.5

## 6-4 地域間交流・国際交流

### ■基本目標

地域の歴史・文化や産業などを活かし、地域間交流の活発な活気のあるまちをめざすとともに、異文化への理解を深め、国際感覚豊かな人材の育成と国際交流の活発な多文化共生のまちをめざします。

### ■主要施策

#### (1) 地域間交流の促進

##### ①地域間交流の推進

平成23年10月に北海道大樹町と友好都市協定を締結したことを受け、今後、産業、経済、文化、教育、芸術など幅広い分野における交流を通じて、相互の信頼と理解を深めます。

##### ②町出身者との連携

町出身者との絆を深め、町のイメージアップとPRなどについての連携を図ります。また、ふるさと納税制度を活用し、出身者のふるさとへの貢献を呼びかけます。

##### ③友好都市提携の検討

町として、友好関係を築いていきたいと思えるような自治体が現れた際には、友好都市協定の締結に向けた取り組みを進めます。

#### (2) 多文化共生社会の創造

##### ①国際交流の推進

A L T (外国語指導助手) による学校教育での語学学習や国際理解学習などを推進し、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

##### ②多文化共生のまちづくり

町ホームページや道の駅での観光案内などの多言語化を進め、外国人との共生を図るとともに、外国人観光客を温かく受け入れるまちづくりを進めます。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎地域間交流の推進

観光や祭り、イベント、体験学習、歴史文化、スポーツ活動などを通して、地域間の交流の充実を図ります。

#### ◎多文化共生のまちづくり

国際理解教育や在住外国人との交流などを通して、国際交流・国際貢献を推進するとともに、外国人を温かく受け入れる多文化共生のまちづくりを進めます。

### 【事業者の取組】

#### ◎多文化共生社会の創造

企業活動などを通して、国際交流・国際貢献に取り組むとともに、多文化共生のまちづくりを推進します。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
友好都市数	都市	1	1

## 6-5 行政運営

### ■基本目標

職員の政策形成力や問題解決力、住民連携力の向上を進めるとともに、町情報の積極的な公開・提供、住民参加の促進、時代に対応した施策・事業の見直し、数値目標設定と達成度評価を進め、効果的・効率的な行政運営をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 戦略的な行政運営

##### ①キラリと輝くまちづくり

総合計画の実現に向けて、町と町民・事業者との協働によるシンボルプロジェクトの推進など、キラリと輝く魅力的なまちづくりに向けた戦略的な行政運営を推進します。

##### ②キラリと輝く人づくり

キラリと輝くまちづくりを担う職員の政策立案能力や問題解決能力、町民との協働能力などを高めるための研修や自主的な研究活動の充実とともに、住民活動を担う人材の育成に向けて、学習・交流・体験機会の充実を図ります。

#### (2) 効果的・効率的な行政運営

##### ①目標管理による計画的な行政運営

効果的・効率的な行政運営を行うため、総合計画と各個別計画において数値目標を設定し、毎年度、達成状況の点検を行い、推進方策等を検討する目標管理システムの導入など、行政評価システムの構築を図ります。

##### ②町民サービスの充実

町民が安心して暮らし続けられる町をめざし、限られた財源の下できめ細かな町民サービスの提供ができるよう、町民等との協働による町民サービスの充実をめざします。

##### ③行政改革の推進

行政改革大綱に基づき、吉岡町行政改革推進本部は毎年の点検と計画の見直しを行い、効果的・効率的な事務事業の実現と町民サービスの向上を図ります。

##### ④公共施設の効果的・効率的な管理運営

公共施設の計画的な大規模修繕や統廃合、遊休施設の有効活用、指定管理者制度の導入など、公共施設の効果的・効率的な管理運営を推進します。また、「吉岡町公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的な施設の維持管理方針を定めます。

##### ⑤情報化の推進

社会保障・税番号制度（マイナンバー）の利活用等による事務の効率化と町民サービスの向上、住民活動の活発化に向け、さらなる「電子自治体」化を進めます。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎キラリと輝くまちづくりの推進

魅力あるキラリと輝くまちづくりに向けて、町民主体のプロジェクトの実現に向けて取り組みます。

### 【事業者の取組】

#### ◎サービスの適正化と効率化

民間が行う町民サービスについては、安全で質の高いサービスの適正かつ効率的な提供に協力します。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
職員研修への延参加者数	人	25	45

## 6-6 財政運営

### ■基本目標

計画的な財政運営、自主財源確保に向けた積極的投資、地方分権に対応した依存財源の確保、町財産管理の適正化などを進め、健全な財政運営をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 財政の健全化

##### ①計画的な財政運営

総合計画の実現に向けて、戦略的な財源配分に努めるとともに、事業の緊急性、投資効果などを考慮し、中長期的な財政計画を策定し、計画的な財政運営に努めます。

##### ②自主財源の確保

地域産業の振興や企業誘致、定住促進を目的とした事業などを重点的に進め、歳入の確保に努めます。また、課税の適正化・公平化に努めるとともに、税の使われ方に関する情報提供や徴収体制の強化により、収納率の向上を図ります。使用料や手数料などについては受益者負担の原則に照らし、適時見直しを行います。

##### ③依存財源の確保

国、県の補助制度などの積極的な活用を図り、財源の確保に努めます。また、町債については、後年度の財政負担に配慮しながら、有効活用を図ります。

##### ④財源の有効活用

必要性・緊急度を重視した事業や予算編成方法の見直しなどにより、経常的経費のより一層の抑制と財源の重点的・効果的な配分を行います。

##### ⑤財産管理の適正化

公有財産の適正な維持保全のため、「吉岡町公共施設等総合管理計画」に基づいた長期的な財産の管理と効率的な運用に努めます。

## ■住民活動

### 【町民の取組】

#### ◎自主財源確保への協力

自主財源の確保に向けて、地域産業の振興や企業誘致、若者の交流などに協力します。

### 【事業者の取組】

#### ◎産業活性化に向けた取組

着実な企業経営、関連企業の誘致、良好な住宅地開発など、産業の活性化と定住による自主財源確保に協力します。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
町税の税額	億円	24.05	25.0
町税現年度徴収率	%	98.6	98.8
経常収支比率*1	%	90.6	93.0
基金残高	百万円	3,552.4	3,000.0
実質公債費比率*2	%	10.0	9.0

\*1 経常収支比率：一般財源に占める人件費、扶助費、公債費などの義務的な経常経費の占める割合。80%を越えると財政が硬直化し、財政運営が厳しくなる。

\*2 実質公債費比率：平成 18 年度から、地方債発行が国の許可制から協議制に移行されたのに伴い導入された。18%を超えると許可団体に移行、25%を超えると単独事業の起債が認められない。

## 6-7 広域行政

### ■基本目標

町民サービスの向上と行財政の効率化に向け、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の充実とともに、周辺市町村との事務の共同処理、観光、広域道路網整備などの連携の強化をめざします。

### ■主要施策

#### (1) 共同事務・事業の充実

##### ①共同事務・事業の充実

渋川地区広域市町村圏振興整備組合のごみ・し尿処理や消防・救急等、渋川地域介護認定審査会の介護認定、渋川地域自立支援審査会の給付費等の支給に関する審査・判定などの共同事務処理の充実を図ります。

#### (2) 広域連携の推進

##### ①広域連携の推進

広域交通網や既存駅周辺整備、「渋川～伊香保～吉岡観光トライアングル」の形成、防災などについて広域連携事業の強化を図るとともに、起業支援やイベントなど、新たに連携が可能な事務・事業の調査・検討を行うほか、県からの権限移譲等に対応するための事務の共同化についても、調査・検討を行います。

### ■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
機関の共同設置による事業数	事業	3	4
政策連携テーマ数 (累計) ☆	件	未実施	5

# 資料編



# 1 諮問書

吉総政第18号  
平成28年2月12日

吉岡町総合計画審議会 様

吉岡町長 石 関 昭

第5次吉岡町総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

第5次吉岡町総合計画後期基本計画策定のため、別添の第5次吉岡町総合計画後期基本計画（案）について、吉岡町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## 2 答申書

平成28年3月15日

吉岡町長 石関 昭 様

吉岡町総合計画審議会  
会長 森 田 均

### 第5次吉岡町総合計画後期基本計画（案）について（答申）

平成28年2月12日付け吉総政第18号で諮問のありました第5次吉岡町総合計画後期基本計画（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、概ね適切であると認め、下記の意見を附して答申いたします。

#### 記

- 1 基本計画に対する評価は、自己評価だけでなく、住民アンケート結果等の客観的な指標に基づく評価方法を検討していただきたい。
- 2 住民が真に必要なとする計画としていくため、各年代層から意見を取り込めるように広聴方法を工夫し、多くの住民がまちづくりに参画できるような仕組みを検討していただきたい。
- 3 本審議会で挙げた意見は、今後、実施計画の中にも反映できるように十分考慮するとともに、施策の実施にあたっては、住民の自主的な取組みを尊重しつつ、住民と町が一体となって、「キラリよしおか ― 人と自然輝く 丘の手タウン ―」を実現していただきたい。
- 4 基本計画の審議においては、本計画の重要性及び分野の広さを考慮し、総合計画審議会委員が意見を述べる機会を十分に確保できるよう配慮していただきたい。
- 5 後期基本計画を実行性のある計画とするため、推進体制を強化し、社会情勢の変化等に適切に対応するなど、適宜、改善を図りながら、主要施策に基づく事業の実施に努めていただきたい。

### 3 審議会条例

○吉岡町総合計画審議会条例

平成9年3月21日

条例第3号

改正 平成17年12月21日条例第37号

平成18年12月19日条例第26号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、吉岡町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ吉岡町総合計画の策定に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、町内外の識見を有する者のうちから町長が任命する。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第26号）抄

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 4 審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	職名	所属等
森田 均	会長	吉岡町都市計画審議会会長
大友 和夫	副会長	吉岡町自治会連合会会長
須田 永次	委員	吉岡町商工会会長
武藤 さゆり	委員	吉岡町教育委員会委員長
飯塚 輝昭	委員	吉岡町農業委員会会長
宿谷 忍	委員	吉岡町社会福祉協議会会長
坂田 昭二	委員	吉岡町勤労者協和会会長
富澤 京子	委員	吉岡町母子保健推進員会長
森田 由美子	委員	吉岡町女性防火クラブ会長
長江 典子	委員	吉岡町母親クラブ（えくぼクラブ）代表
神宮 辰夫	委員	公募委員
福田 篤志	委員	公募委員

# 第5次吉岡町総合計画後期基本計画

## [平成28年度～平成32年度]

---

---

発行日 平成28年3月

発行 群馬県吉岡町  
〒370-3692  
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地  
TEL : 0279-54-3111 (代表)

企画・編集 総務政策課 政策室

---

---